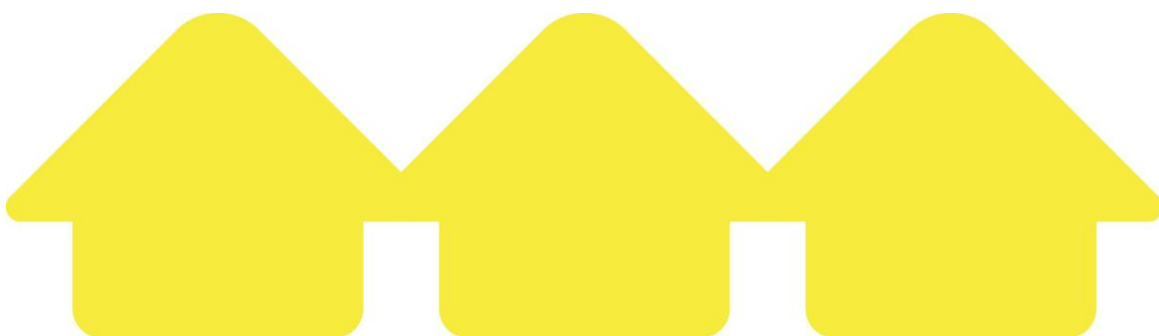


自治会ハンドブック

(令和8年度版)



美濃加茂市

目 次

概要編 P4～6

本 編 P8～58

第1章 自治会へのお願い

自治会への配付文書・回覧文書	P 8
自治会規約（会則）の整備のお願い	P 8
自治会要望の提出	P 13
自主防災組織の編成のお願い	P 14
安否確認シートの配付のお願い	P 14
自治会公民館などの上下水道料金に関する通知の送付先変更について ...	P 14
個人情報保護法の改正により自治会で注意すること	P 15
自治会資料の印刷について	P 16
ごみ集積所について	P 16
クリーン作戦について	P 16
開発事業に関する協議について	P 17

第2章 美濃加茂市自治連合会

美濃加茂市自治連合会の目的	P 18
美濃加茂市自治連合会	P 18
地区別の自治会数	P 19
自治会加入率	P 20
美濃加茂市自治連合会規約	P 22

第3章 自治会活動に対する補助・支援

1. 自治会活動賠償責任保険	P 26
2. 自治コミュニティ施設整備補助金	P 28
3. 一般コミュニティ助成事業	P 30
4. 自治会掲示板設置補助金	P 31
5. 自治会交付金	P 31
6. 自治会活動における翻訳業務	P 32
7. 自治会座談会	P 32
8. 自治会活動相談窓口	P 32
9. 自治会事例集	P 32
10. 自治会法律相談補助金	P 33
11. 分別収集指導員報償金	P 33
12. 市指定ごみ収集袋の支給	P 33
13. ごみ集積所管理にかかる報償費	P 33
14. ごみ集積所設置等補助金	P 34
15. クリーンパートナー制度	P 34
16. 凍結防止剤の支給	P 35
17. レミファルト等道路補修資材の支給	P 35

18.機器等の貸し出し	P 35
19.農業用資源保全管理活動補助金.....	P 36
20.自治会公民館等の課税免除	P 37
21.まちづくり出前講座	P 37
22.自主防災事業補助金	P 38
23.防犯活動事業補助金	P 39
24.防犯カメラ設置事業補助金	P 40
25.施設利用料の減免	P 41
 第4章 自主防災組織	
自主防災組織の役割	P 42
ハザードマップ、防災ラジオ	P 43
消防団	P 43
防災行政無線の使い方	P 44
指定避難所・指定緊急避難場所一覧.....	P 45
 第5章 認可地縁団体	P 46
 第6章 自治会活動と各種団体	P 48
 第7章 主な公共施設一覧	P 55
 第8章 美濃加茂市LINE公式アカウント・メール配信サービス・防災アプリ...	P 56

概要編

はじめに 自治会とは

自治会は、住みやすく豊かな地域づくりを実現するため、地域住民によって自主的に結成された自治組織であり、地域における様々な課題解決に取り組みながら、地域住民の安全・安心な環境を築くため、重要な役割を果たしています。住みよいまちの実現のために、各自治会において様々な活動や行事が行われています。

<活動の一例>

環境美化・ゴミステーションの管理	道路や公園などの清掃活動、ごみ集積所の管理 など
支え合い活動	子どもたちの通学の見守り活動 など
親睦・レクリエーション活動	お祭りやスポーツなど、季節ごとのイベント など
災害時の助け合い・防災訓練	防災訓練、訓練を活かした安否確認などの助け合い活動 など
防犯活動	地域見守りパトロール、啓発活動 など
市からの情報発信	広報紙や回覧・配付文書の配付 など

第1章 自治会へのお願い ※本編P8～17

市では、自治会に対して、広報紙や回覧文書等の配付、自治会規約の整備、自治会要望の提出、自主防災組織の編成、安否確認シートの配付などをお願いしています。

○ 自治会要望の概要

	自治会要望	情報の提供
対象となる内容	・ 今ある施設の機能向上 ・ 新たに設備を設置すること (例) 「道路を拡幅してほしい」 「防犯灯を設置してほしい」	・ 施設や設備の破損を発見した場合 (例) 「道路が陥没し危険」 「側溝の蓋が割れていて危険」 「防犯灯が故障している」
誰が	自治会長	発見した人
流れ	自治会員から要望事案の連絡を受ける ↓ 要望内容の確認 ↓ 連絡所へ要望事項の伝達・要望書の提出 ↓ 市担当課により対応検討・回答・対応 ↓ 市からの回答・対応結果の報告	連絡所や担当課へ情報提供する ※緊急性に応じて対応

第2章 美濃加茂市自治連合会 ※本編P18～23

○ 自治連合会

各自治会長で構成され、理事会は各地区の自治会長から選出された8名で組織されています。

○ 自治会加入率

美濃加茂市の自治会加入率は、令和7年4月1日時点で48.61%となっています。

アパートの世帯や世帯分離していると思われる世帯を除くと、自治会加入率は76.13%となりました（令和7年度の数値で算出）。

第3章 自治会活動に対する補助・支援 ※本編P24～41

市では、自治会活動に対して、様々な支援制度があります。

主なものは次のとおりです。本編では全て掲載しておりますので、ご一読ください。

○ 自治会活動や施設に対する主な支援（本編P26～33、P41）

補助・支援名	概要
自治会活動賠償責任保険	保険に加入し、自治会活動、自治会行事において発生した事故により、自治会もしくは自治会員が被る損害に対し、保険金を支払う。
自治コミュニティ施設整備補助金	自治コミュニティ施設を新築（改築）、増築若しくは修理又は建設用地を取得する場合に、その経費を補助する。
施設使用料の減免	自治会活動での利用で、生涯学習センター、各地区交流センター、東図書館、かも～る（文化会館）、文化の森、プラザちゅうたい及び運動施設等、市の施設利用料を減免する。

○ ごみ集積所に関する主な支援（本編P33、34）

補助・支援名	概要
市指定ごみ収集袋の支給	自治会を対象に、ごみ集積所に不適正に出されたごみを処理するために必要なごみ収集袋（数量制限あり）を支給する。
ごみ集積所管理にかかる報償費	自治会に対して、ごみ集積所の維持管理をしていただくために、報償費を支払う。
ごみ集積所設置等補助金	自治会に対して、ごみ集積所の設置、改修、移設や、監視カメラ購入等必要な経費に対し、補助金を支給する。

○ 草刈り・道普請に関する主な支援（本編P34、35）

補助・支援名	概要
機器等の貸し出し	自治会の清掃活動等で使用できるよう、草刈機、側溝のボルトはずし機、側溝蓋上げ機、ブロワーなど備品の貸し出しを行う。

○ 防犯・防災に関する主な支援（本編P 38～40）

補助・支援名	概要
自主防災事業補助金	防災意識の高揚及び防災体制の万全を期するため、自主防災組織等が行う防災訓練及び防災施設の整備に対して補助金を交付する。
防犯活動事業補助金	自主的に防犯活動を実施する団体に対して防犯活動に必要な物品の購入に係る費用の一部を補助する。

第4章 自主防災組織 ※本編P 42～45

平常時から、防災資機材の整備や防災訓練を実施しておくことが大切です。

自治会の役員が自主防災組織の役員を兼ねている場合など、それぞれの役割を明確にし、引き継ぎをしていく必要があります。

本編では、防災訓練・防災器具庫の整備、ハザードマップや防災ラジオ、消防団、防災行政無線、指定避難所・指定緊急避難場所一覧についても掲載しています。

第5章 認可地縁団体 ※本編P 46、47

認可地縁団体とは、地域的な共同活動を円滑に行うことを目的とした、法人格を持った自治会のことです。認可地縁団体になると、団体の名義で不動産を保有することができます。

本編では、認可申請に係る手続などについて掲載しています。

第6章 自治会活動と各種団体 ※本編P 48～54

本編では、自治会活動と関連の深い団体を掲載しています。

第7章 主な公共施設一覧 ※本編P 55

本編では、市内にある主な公共施設名と住所、電話番号を掲載しています。

第8章 美濃加茂市LINE公式アカウント・メール配信サービス

・防災アプリ ※本編P 56～58

暮らしに役立つ情報や災害時の緊急情報などを、様々な形で受け取ることができます。

本編ではそれぞれの機能や登録方法などを掲載しています。

本 編

第1章 自治会へのお願い

『くらし』の安全・防犯・防災・環境

自治会は、皆さんにとって身近な地域コミュニティです。

その果たす機能には、防災をはじめとして、福祉や冠婚葬祭などの生活に関する相互扶助、伝統文化の維持や環境保全などがあります。また、それぞれの地域ごとで異なる課題解決に向けて、個人・家庭の枠ではなく、皆さんで協力しないと実施できないような対応や取り組みの主体となっています。

それらの活動を通じ、皆さんの『くらし』の中に安心や安全、また人々の絆を生み出し、そこで人づくりやまちづくり、地域づくりが図られる大切な場所だと思います。

人々の考え方や生活環境の変化に伴い、自治会の形態や役割などが変化している現状もありますが、美濃加茂市が推進する市民協働によるまちづくりにおいて、自治会はその中心として欠かせないものと捉えておりますので、今後も自治会の発展を推進していきます。

■ 自治会への配付文書・回覧文書

自治会長のみなさまには、月1回の広報紙に合わせた文書の配付・回覧をお願いしています。また、工事に伴う緊急的な案内についても配付させていただいております。

市では、配付にともなう負担を減らすため、審査会を設け配付文書・回覧文書について審査しています。自治会のみなさまにさまざまな情報をお知らせするために回覧等の紙媒体だけでなく、ホームページやすぐメールみのかも、その他の周知方法も活用していきますので、ご理解いただきますようお願いします。

■ 自治会規約（会則）の整備のお願い

市で加入している自治会活動保険は、自治会活動による事故等に対し補償するものです。そのため、自治会規約（会則）の目的に活動内容を載せることで、自治会で承認された活動と考えられ、保険適用の幅が広がりますので、自治会規約（会則）の整備をお願いします。

規約例（9～12ページ）を載せますので、参考にしていただき、地域に応じた規約（会則）や組織構成を定めてください。

なお、認可地縁団体の場合、さらに詳細な規約（会則）が必要になる場合があります。詳しくは認可地縁団体のページ（46、47ページ）に、申請についての説明が載せてありますのでご覧ください。

※自治会活動に活用できるテンプレート集（市HP）

自治会規約、事業計画書、予算書、決算書等のテンプレートが掲載されておりますので、ぜひご活用ください。（※右の二次元コードを参照）



(例) ○○○○会規約（会則）

第1章 総則

(目的)

第1条 本会は、次に掲げるような地域的な共同活動を行うことにより、良好な地域社会の維持及び形成に資することを目的とする。

- (1) 回覧板の回付等区域内の住民相互の連絡
- (2) 美化・清掃等区域内の環境の整備
- (3) 集会施設の維持管理
- (4) スポーツ、文化活動、社会福祉活動等による会員相互の親睦
- (5) 災害及び自主防災に関する活動
- (6) 地域住民の安心安全を守る活動
- (7) まちづくり活動
- (8) その他目的達成のための事業の推進

(名称)

第2条 本会は、○○○自治会と称する。

(区域)

第3条 本会の区域は、美濃加茂市○○町△△番から□□番までの区域とする。

(事務所)

第4条 本会の事務所は、岐阜県美濃加茂市○○町△△番地に置く。

第2章 会員

(会員)

第5条 本会の会員は、第3条に定める区域に住所を有する個人とする。

(会費)

第6条 会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

(入会)

第7条 第3条に定める区域に住所を有する個人で本会に入会しようとする者は、○○（例：細則など）に定める入会申込書を会長に提出しなければならない。

2 本会は、前項の入会の申込みがあった場合には、正当な理由なくこれを拒んではならない。

(退会等)

第8条 会員が次の各号のいずれかに該当する場合には退会したものとする。

- (1) 第3条に定める区域内に住所を有しなくなった場合
 - (2) ○○（例：細則など）に定める退会届を会長に提出した場合
- 2 会員が死亡し、又は失踪宣告を受けたときは、会員の資格を喪失する。

第3章 役員

(役員の種別)

第9条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1人
- (2) 副会長 ○人
- (3) 会計 ○人
- (4) その他の役員 ○人
- (5) 監事 ○人

(役員の選任)

第10条 役員は、総会において、会員の中から選任する。

2 監事と会長、副会長及びその他の役員は、相互に兼ねることはできない。

(役員の職務)

第11条 会長は、本会を代表し、会務を総括する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代行する。

3 会計は、会の会計を担当する。

4 監事は、次に掲げる業務を行う。

(1) 本会の会計及び資産の状況を監査すること。

(2) 会長、副会長及びその他の役員の業務執行の状況を監査すること。

(3) 会計及び資産の状況又は業務執行について不正の事実を発見したときは、これを総会に報告すること。

(4) 前号の報告をするため必要があると認めるときは総会の開催を請求すること。

(役員の任期)

第12条 役員の任期は、〇年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠により選任された役員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 役員は、辞任又は任期満了の後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

第4章 総会

(総会の種別)

第13条 本会の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(総会の構成)

第14条 総会は、会員をもって構成する。

(総会の機能)

第15条 総会は、この規約に定めるもののほか、本会の運営に関する重要な事項を議決する。

(総会の開催)

第16条 通常総会は、毎年度決算終了後〇箇月以内に開催する。

2 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

(1) 会長が必要と認めたとき。

(2) 総会員の5分の1以上から会議の目的たる事項を示して請求があったとき。

(3) 第11条第4項第4号の規定により監事から開催の請求があったとき。

(総会の招集)

第17条 総会は、会長が招集する。

2 会長は、前条第2項第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その請求のあった日から〇日以内に臨時総会を招集しなければならない。

(総会の議長)

第18条 総会の議長は、その総会において、出席した会員の中から選出する。

(総会の定足数)

第19条 総会は、全会員の2分の1以上の出席がなければ、開会することができない。

(総会の議決)

第20条 総会の議事は、この規約に定めるもののほか、出席した会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(会員の議決権)

第21条 会員は、総会において、それぞれ1つの表決権を有する。

(総会の書面表決等)

第22条 やむを得ない理由のため総会に出席できない会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の会員を代理人として表決を委任することができる。

(総会の議事録)

第23条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 会員の現在数及び出席者数（書面表決者及び表決委任者を含む。）
 - (3) 開催目的、審議事項及び議決事項
 - (4) 議事の経過の概要及びその結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議に選任された議事録署名人〇名以上が署名押印をしなければならない。

第5章 資産及び会計

(資産の構成)

第24条 本会の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 会費
- (2) 活動に伴う収入
- (3) その他の収入

(資産の管理)

第25条 本会の資産は、会長が管理し、その方法は役員会の議決によりこれを定める。

(資産の処分)

第26条 本会の資産で第24条第1号に掲げるもののうち別に総会において定めるものを処分し、又は担保に供する場合には、総会において〇分の△以上の議決を要する。

(経費の支弁)

第27条 本会の経費は、資産をもって支弁する。

(事業計画及び予算)

第28条 本会の事業計画及び予算は、会長が作成し、総会の議決を経て定めなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

(事業報告及び決算)

第29条 本会の事業報告及び決算は、会長が事業報告書、収支決算書、財産目録等として作成し、監事の監査を受け、毎会計年度終了後3月以内に総会の承認を受けなければならない。

(会計年度)

第30条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、3月31日に終わる。

第6章 規約の変更及び解散

(規約の変更)

第31条 この規約は、総会において総会員の4分の3以上の議決を得なければ変更することができない。

(解散)

第32条 総会の議決に基づいて解散する場合は、総会員の4分の3以上の承諾を得なければならない。

(残余財産の処分)

第33条 本会の解散のときに有する残余財産は、総会において総会員の〇分の△以上の議決を得て、本会と類似の目的を有する団体に寄付するものとする。

第7章 雑則

(備付け帳簿及び書類)

第34条 本会の事務所には、規約、会員名簿、総会及び役員 会の議事録、収支に関する帳簿その他必要な帳簿及び書類を備えておかなければならない。

(委任)

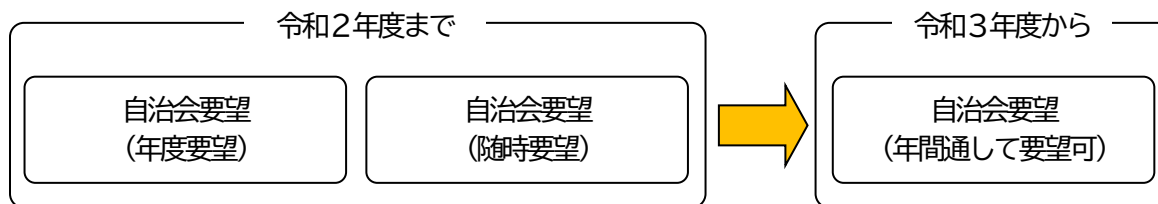
第35条 この規約の施行に関し必要な事項は、総会の議決を経て、〇〇が別に定める。

附 則

1 この規約は、令和〇〇年〇〇月〇〇日から施行する。

■ 自治会要望の提出

令和3年度から、自治会要望の方法が以下のとおり変わりました。



年1回の定期要望を行わず、年間を通して要望が行えるようになりました。

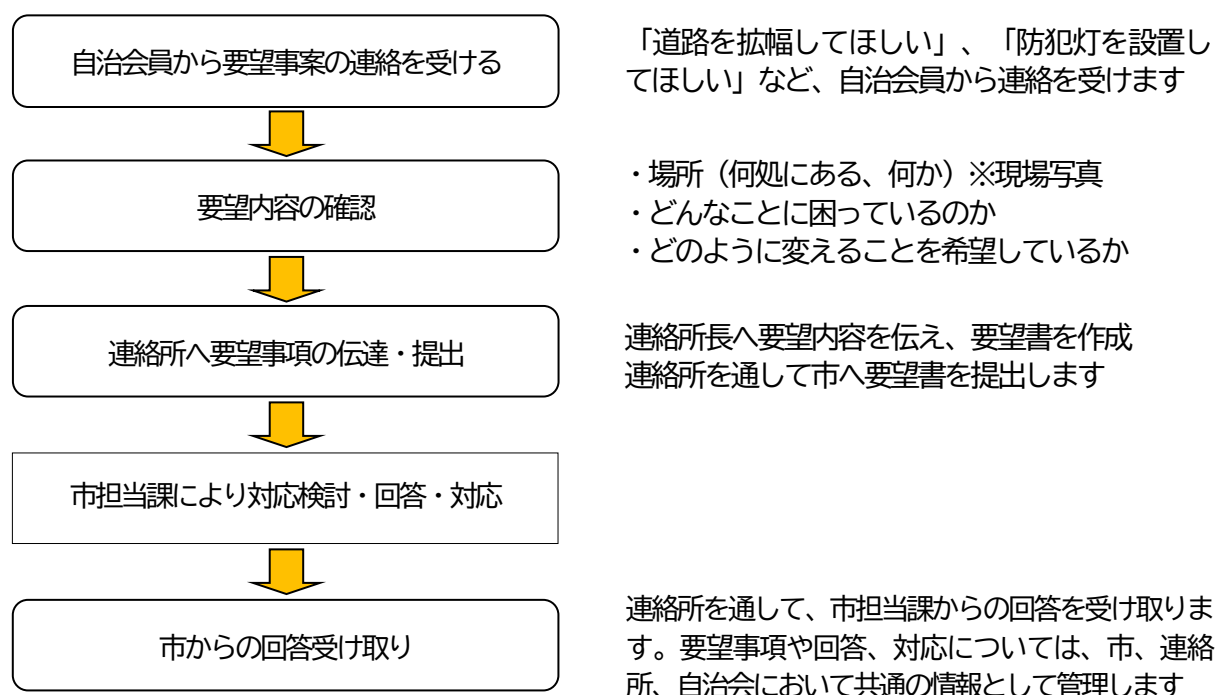
○ 自治会要望

「道路を拡幅してほしい」など今ある施設の機能を向上させることや、「防犯灯を設置してほしい」など新たに設備を設置することを、自治会から市に対して要望するものです。

自治会長は、自治会内においてこのような事案があった場合に、連絡所へ要望内容を伝えてください。連絡所で要望書を作成し市へ提出します。

要望事項は担当課で検討し、連絡所長を通して自治会長へ回答します。なお、国や県へ要望する必要があるものは、市長から国、県へ要望活動を実施します。

<自治会長がおこなう自治会要望の手順>



○ 情報の提供

「道路が陥没し危険」、「側溝の蓋が割れていて危険」、「防犯灯の故障」など、施設や設備の破損を発見した場合は、気づいた人により（自治会長を通した「要望」として取り扱う必要はありません）連絡所や担当課へ情報提供として連絡してください。状況を確認し、緊急性に応じて対応します。

■ 自主防災組織の編成のお願い

市では、各自治会に自主防災組織を編成いただくようお願いしております。これは、地域をよく知り、いざという時に迅速に現場対応ができる特性を生かし、平素から役割分担を明確にし、協力し合い行動することで、災害による被害を予防し、軽減を図ることができるからです。

毎年、役員が交代するときは引き継ぎをお願いし、役割分担を明確にするなど、いざという時に備えてください。

【連絡先】総務部 防災安全課 防災係 電話：25-2111（内線272）

■ 安否確認シートの配付のお願い

平成27年10月から、市自治連合会では、「安否確認シート」を自治会加入している世帯に配付しています。このシートは、災害時や防災訓練時において、自分や家族の安全を周囲に伝えるものとして、自治会において自治会員の安否確認にご活用いただけるものです。

自治会長のみなさまには、転入や転居により新しく自治会に加入されるご家庭に、随時「安否確認シート」を配付していただき、災害時や防災訓練などでのご使用方法についてもお伝えいただきますようお願いいたします。

安否確認シートが必要な場合は、各連絡所またはまちづくり課へお問い合わせください。



<安否確認シート>

※避難行動要支援者の方の中には、フラッグ（右）が福祉課から配布されている方がいます。



【連絡先】市民協働部 まちづくり課 電話：25-2111（内線362）または各連絡所

■ 自治会公民館などの上下水道料金に関する通知の送付先変更について

自治会公民館など、各自治会で管理されている上下水道に関する通知の送付先は、「お客さま番号」をお伝え頂ければ、電話での変更が可能です。

送付先の変更を希望されるときは、お客さま番号がわかるもの（検針票またはお知らせハガキ）をご用意の上、下記までご連絡ください。

【連絡先】建設水道部 上下水道課 電話：28-1132（直通）

■ 個人情報保護法の改正により自治会で注意すること

自治会には、個人情報保護法が適用されますので、個人情報の取り扱いに十分注意してください。

また、自治会活動の中で会員名簿を作成する場合がありますと思いますが、作成の際は自治会内で十分協議し、自治会員の理解・賛同を得たうえで作成してください。

【個人情報を集める、保管するときのルール】

タイミング	ルール	自治会での具体的な対応例
個人情報を集める前	個人情報の利用目的をあらかじめ特定します。	「自治会等の運営、親睦、連絡事項等やこれに付随する事業を行うため、会員名簿を作成し、名簿に記載される会員に対して配布する」などと利用目的を特定する必要があります。
個人情報を集めるとき	本人から書面で個人情報を取得する場合には、本人に対して利用目的を明示します。	個人情報を集める際に配布する用紙に、上記の利用目的を記載する必要があります。
個人情報を保管しているとき	集めた個人情報の漏えい防止のために適切な措置を講じます。	自治会の事務局において盗難・紛失等のないよう適切に管理する必要があります。また、名簿の配布先の会員に対して、盗難や紛失、転売の禁止などの注意を呼びかけることも必要です。
	集めた個人情報の内容に誤りがあった場合に、訂正するための手続の方法等を本人の知り得る状態におき、請求に応じて訂正します。	個人情報を集めるときに配布する書面に、訂正等に関する問い合わせ先等を記載し、本人から内容の訂正を求められた場合、適切に対応する必要があります。

【個人情報を第三者に提供するときのルール】

すべきこと	内 容	自治会で名簿を作成して配布する場合の例
本人の同意の取得	本人以外の者に個人情報を提供する場合にあらかじめ本人の同意を得ます。ただし、以下のような場合は除きます。 ・法令に基づく場合 ・人の生命、財産を守る場合 ・委託先に提供する場合	「名簿に掲載される会員に対して配布するため」と伝えた上で、任意に個人情報を提出してもらえば、同意を得たことになります。また、以下の場合は同意を得なくても会員以外に名簿を提供できます。 ・警察からの照会 ・災害発生時の安否確認 ・会員名簿の印刷を業者に委託する場合
提供に関する記録義務	提供先などを記録し、一定期間保管をします。	名簿に配布先の会員名等が記載されているため、名簿そのものを一定期間保管する必要があります。
委託先の監督	個人情報を委託先に提供する場合は適切な監督を行います。	名簿の印刷を業者に委託する場合、委託先をしっかりと選定し、個人情報の適切な管理を実施することについて確認する必要があります。（情報の持ち出し禁止、委託された業務以外の利用禁止、返却・廃棄等の事項を記載した書面を渡すなど）

■ 自治会資料の印刷について

市役所及び連絡所では、自治会の総会等の資料の印刷は対応していません。

総会等の資料の印刷をする場合は、市内の印刷を取り扱っている事業所がございますので、お問い合わせください。

【連絡先】市民協働部 まちづくり課 電話：25-2111（内線362）

■ ごみ集積所について

ごみの収集に関しては地区ごとの集積所で排出いただいています。

この集積所は「ここに集積所が必要」という地元自治会からの申請で、市が収集業者に回収の可否を確認の上、設置を許可しているものとなります。そのため、管理は自治会で行っていただき、市は管理に必要な備品の購入費を助成しております。集積場の利用対象者は区域内の住民、住家の管理者、管理者の承諾を得た方です。

最近では、自治会の役員になる方が、お勤めをされているケースが増えてまいりました。そのため、集積所の管理が難しくなっているというお話を聞いています。また、通りすがりの方の不適正排出により集積所の状態が悪くなっているという相談も増えています。そこで集積所の管理面や廃棄物の削減の観点から、近隣の自治会との集積所の合併による移転もご検討いただけますと幸いです。

自治会以外の方の利用も増えていますが、利用対象者となりますので、ご承知おきください。

【連絡先】産業振興部 環境課 電話：25-2111（内線303）

■ クリーン作戦について

みのかもクリーン作戦は「まちを美しくする運動推進会議」という自治会長会長を長とした市民団体において決定をされた清掃日です（現在は自治会長の負担軽減の観点から自治連合会副会長と理事が代表で参加されています。）市の環境課はそのサポートとして、収集ごみの回収と処分を行っております。そのためクリーン作戦開催についてのご意向を各自治会に照会しています。クリーン作戦の開催や自治会員の参加につきましては、自治会単位でお話していただき、皆様のご意向で決めていただいて差し支えございません。

また、クリーン作戦の日程以外で清掃活動や側溝清掃・草刈を行う場合は開催日の20日前までに申請をいただければ回収の手はずを整えます。

◎ ごみについて 「地域ごみ清掃」 : 提出先 環境課

◎ 側溝清掃・除草 「作業実施計画書」 : 提出先 土木課

【連絡先】産業振興部 環境課 電話：25-2111（内線303）

建設水道部 土木課 // （内線414）

■ 開発事業に関する協議について

市では 1,000 m²以上の区画形質の変更(農地等を宅地へ転用、切土や盛土を伴う造成工事など)を伴う事業の際には、「美濃加茂市開発事業に関する条例及び同施行規則」に基づいて市に対して開発協議の申請が必要となります。

開発事業により近隣住民の皆様が不安にならないように事業者が自治会に対して開発事業の目的、工事内容、時期、ごみ集積所、道路などの計画について開発協議の申請前に説明することにしております。その中で、皆様が不安や疑問に思われることがあればしっかりと相談をしていただきたいと思います。

事業者からは開発事業の内容等に関して同意書を求めることとなり、土地建物などの権利関係がなければ絶対必要というものではありませんが、自治会からの要望がある場合には書面にて記入していただいても結構です。

また、ごみ集積場の利用が必要となる開発事業につきましては、管理者が自治会ですので、既存利用、新設など具体的な協議をしていただいて、結果をお示しいただきたいと考えています。

なお、条例及び規則につきましては、市ホームページにてご確認ください。

【連絡先】建設水道部 都市計画課 電話：25-2111（内線254）

第2章 美濃加茂市自治連合会

■ 美濃加茂市自治連合会の目的

各地区における自治会活動の情報を交換し、それぞれの地区に反映させ、住みよいまちづくりの推進について行うことを目的としています。

■ 美濃加茂市自治連合会

美濃加茂市自治連合会は、各自治会長で構成されており、理事会は各地区の自治会長から選出された8名で組織されています。

自治連合会							
165自治会 901班 11,708加入世帯)							
理事会 （各地区自治会長会長8名で構成） 会長 1名 副会長 2名 監事 1名 理事 4名							
太田地区	古井地区	山之上地区	蜂屋地区	加茂野地区	伊深地区	三和地区	下米田地区
単 位 自治会	単 位 自治会	単 位 自治会	単 位 自治会	単 位 自治会	単 位 自治会	単 位 自治会	単 位 自治会
自治会数 40	自治会数 48	自治会数 11	自治会数 19	自治会数 16	自治会数 8	自治会数 3	自治会数 20
班数 174	班数 277	班数 72	班数 119	班数 117	班数 24	班数 19	班数 99
世帯数 2,157	世帯数 3,344	世帯数 558	世帯数 2,023	世帯数 1,696	世帯数 304	世帯数 154	世帯数 1,472

（令和8年4月1日現在）

■ 地区別の自治会数

地区名	太 田	古 井	山之上	蜂 屋	加茂野	伊 深	三 和	下米田	合計
自治会数	40	48	11	19	16	8	3	20	165
太 田 地 区	北 一 中	本 町 二			伊 瀬	伊 深 地 区	共 進		
深 田 一	北 一 西	元 町 下			石 塚	上 本 郷	新 興		
深 田 二	大 手 町	元 町 上			南 山	下 本 郷	中 西		
下 町 一	西 町 東	森山団地一			正 洞	関 也	中 牧 野		
下 町 二	西 町 南	森山団地二	山之上地区	ナ ビ 蜂 屋	上 切		下 東		
下 町 五	西 町 西	森山団地三	本 地	土 ケ 洞	大 洞		下 西		
下 町 六	西 町 北 一	森山団地四	佐 口	中 部 台	糠 洞	ケハウス飛驒川			
中 町	西 町 北 二	川 合 東 一	上 野		野 地 原				
若 宮 一	西 町 中	川 合 東 二	中 之 番		亀 洲				
若 宮 二	前 平	川 合 東 三	金 谷						
若 宮 三		川 合 西 一	西 洞	加茂野地区					
中 町 三		川 合 西 二	南 坂	東 今 泉	三 和 地 区				
本 陣		川 合 西 三	田 畑	西 今 泉	甘 屋				
上 町	古 井 地 区	川 合 西 四	五 徳	鷹 之 巣 一	下 川 浦				
上 本 町	新 池 一	宮 西 一	上 野 台	鷹 之 巣 二	川 浦				
音 羽 町	新 池 二	宮 西 二	森 山 台	鷹 之 巣 三					
栄 町	新 池 三	宮 西 三		鷹 之 巣 四					
桜 新 町	下 組	宮 西 四		市 橋	下米田地区				
港 町	中 組	宮 西 五	蜂 屋 地 区	稲 辺	今				
元 町	相 生 一	清 水	上 則 友	加 茂 野 南	則 光				
八 坂 町	相 生 二	野 笹	下 則 友	加 茂 野 中	信 友				
銀 座	相 生 三	御 門	加 瀬 田	加 茂 野 北	山 本				
波 の 上	京 町	島	島 之 洞	木 野	為 岡				
東 本 町	田 畑 西	西 島 一	広 橋	駅 前	東 栃 井				
旭 町	田 畑 東	西 島 二	引 田	東	橋 上				
万 場 町	巾 下 本 郷	西 島 三	矢 田	加 茂 野ハイッ	桜 貝 戸				
弥 生 町	末 広	大 楽 東 一	大 仲 寺	ナビタウン	中 屋 敷				
北 町 二	寿	大 楽 東 二	作 り 洞		深 渡				
北 町 三	栄 町	神 明 東	諸 田		長 福				
北 新 町	栄 東	神 明 西	下 東		共 栄				
北 一 東	本 町 一	神 明 西 三	下 西		共 和				

(令和8年4月1日現在)

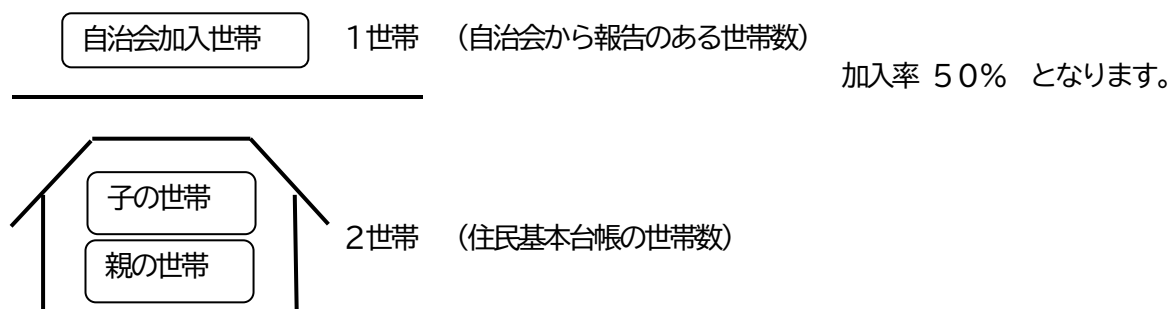
■ 自治会加入率

美濃加茂市の自治会加入率は、令和7年4月1日時点で48.61%となっています。この加入率は、分母が令和7年4月1日付の住民基本台帳に記載された世帯数の数字で、分子が各自治会から報告いただいた自治会加入世帯数で計算しています。

住民基本台帳の世帯数には、1つの同じ住宅に住んでいて、世帯主を分けてみえる世帯（世帯分離）や、外国人またはアパートに住んでいて、自治会に加入していない方も含まれています。

そこで、アパートの世帯や世帯分離していると思われる世帯を除くと、自治会加入率は76.13%となりました（令和7年度の数値で算出）。

（例）同じ住宅に住んでいて世帯を分けている（世帯分離）場合



■ 3年間の岐阜県下（21市）の自治会加入率

市 名	R5.4.1	R6.4.1	R7.4.1
岐 阜 市	55.4%	53.7%	51.5%
大 垣 市	73.6%	72.6%	71.5%
高 山 市	63.0%	61.2%	60.6%
多 治 見 市	67.0%	66.1%	64.5%
関 市	67.6%	65.8%	64.4%
中 津 川 市	71.3%	69.7%	68.7%
美 濃 市	78.4%	77.9%	76.6%
瑞 浪 市	65.0%	64.3%	63.2%
羽 島 市	71.4%	70.6%	69.0%
恵 那 市	68.6%	68.0%	68.1%
美濃加茂市	52.5%	50.6%	48.6%
土 岐 市	67.4%	67.0%	66.1%
各 務 原 市	75.3%	74.3%	72.5%
可 児 市	56.5%	55.0%	52.9%
山 県 市	67.4%	65.6%	63.9%
瑞 穂 市	66.9%	66.2%	65.2%
飛 騨 市	83.3%	82.1%	81.3%
本 巣 市	87.8%	85.5%	83.2%
郡 上 市	88.9%	88.4%	86.8%
下 呂 市	87.2%	81.2%	85.4%
海 津 市	82.7%	81.1%	79.9%
平 均	66.2%	64.8%	63.3%

■ 3年間の自治会加入率の推移

	世帯数	外国人世帯を除いた世帯数	外国人世帯数	加入世帯	加入率	外国人世帯を除いた加入率	アパート世帯や世帯分離世帯を除いた加入率
R5	23,763	21,140	2,623	12,468	52.47%	58.98%	82.10%
R6	24,193	21,362	2,831	12,244	50.61%	57.32%	78.56%
R7	24,602	21,573	3,029	11,959	48.61%	55.44%	76.13%

■ 地区別加入率（5年ごとの推移）

	太田地区						古井地区					
	世帯数	外国人世帯を除いた世帯数	外国人世帯数	加入世帯	加入率	外国人世帯を除いた加入率	世帯数	外国人世帯を除いた世帯数	外国人世帯数	加入世帯	加入率	外国人世帯を除いた加入率
H27	4,859	4,380	479	2,589	53.28%	59.11%	6,419	5,682	737	3,707	57.75%	65.24%
R2	5,379	4,655	724	2,469	45.90%	53.04%	7,018	6,069	949	3,710	52.86%	61.13%
R7	5,590	4,771	819	2,219	39.70%	46.51%	7,600	6,467	1,133	3,443	45.30%	53.24%

	山之上地区						蜂屋地区					
	世帯数	外国人世帯を除いた世帯数	外国人世帯数	加入世帯	加入率	外国人世帯を除いた加入率	世帯数	外国人世帯を除いた世帯数	外国人世帯数	加入世帯	加入率	外国人世帯を除いた加入率
H27	838	824	14	632	75.42%	76.70%	2,550	2,497	53	1,976	77.49%	79.13%
R2	861	847	14	629	73.05%	74.26%	2,762	2,680	82	2,045	74.04%	76.31%
R7	882	860	22	563	63.83%	65.47%	2,970	2,852	118	2,029	68.32%	71.14%

	加茂野地区						伊深地区					
	世帯数	外国人世帯を除いた世帯数	外国人世帯数	加入世帯	加入率	外国人世帯を除いた加入率	世帯数	外国人世帯を除いた世帯数	外国人世帯数	加入世帯	加入率	外国人世帯を除いた加入率
H27	3,696	3,349	347	2,077	56.20%	62.02%	413	407	6	333	80.63%	81.82%
R2	4,160	3,639	521	2,056	49.42%	56.50%	428	424	4	324	75.70%	76.42%
R7	4,560	3,866	694	1,755	38.49%	45.40%	426	421	5	309	72.54%	73.40%

	三和地区						下米田地区					
	世帯数	外国人世帯を除いた世帯数	外国人世帯数	加入世帯	加入率	外国人世帯を除いた加入率	世帯数	外国人世帯を除いた世帯数	外国人世帯数	加入世帯	加入率	外国人世帯を除いた加入率
H27	196	193	3	193	98.47%	100.00%	2,012	1,894	118	1,408	69.98%	74.34%
R2	197	194	3	191	96.95%	98.45%	2,247	2,078	169	1,466	65.24%	70.55%
R7	182	179	3	164	90.11%	91.62%	2,392	2,157	235	1,477	61.75%	68.47%

数値はいずれも4月1日現在

■ 美濃加茂市自治連合会規約

美 濃 加 茂 市 自 治 連 合 会 規 約

(名称)

第1条 本会は、美濃加茂市自治連合会と称す。

(事務局)

第2条 本会の事務局は、美濃加茂市役所内に置く。

(構成員)

第3条 本会は、美濃加茂市の各自治会長をもって組織する。

(目的)

第4条 本会は、各自治会における自治活動について連絡提携を密にし、市政への協力及び民意の反映につとめ、住みよいまちづくりの推進に寄与することを目的とする。

(主な事業)

第5条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 各自治会との連絡協調に関すること。
- (2) 民意の把握及び反映に関すること。
- (3) 市民生活の安全及び福祉の増進に関すること。
- (4) その他本会の目的を達成するに必要な事項に関すること。

(役員)

第6条 本会に次の役員を設ける。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 2名
- (3) 監事 1名
- (4) 理事 若干名

(役員を選任)

第7条 会長、副会長、監事は、理事会において理事の中から互選する。

(役員の役割)

第8条 会長は、本会を代表し、本会を総轄する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故ある場合はその職務を代理する。

3 監事は、本会の会計を監査すること。

4 理事は、本会の主要事項を審議する。

(理事会)

第9条 理事会は、各地区自治連合会会長をもって組織する。

(任期)

第10条 役員の任期は1カ年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠によって就任した役員は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第11条 本会の会議は、理事会及び総会とする。

(理事会の開催)

第12条 理事会は、第4条の目的を達成するために開催し、会長が招集する。

(総会の開催)

第13条 総会は、第4条の目的を達成するために、各自治会長の議決をえなければならぬ事項が発生した場合に、会長が招集する。

(議決)

第14条 会議は、過半数の出席者をもって開き、出席者の過半数をもって決定する。可否同数の場合は、議長の決するところによる。

(議長)

第15条 会議の議長は、会長とする。

(その他)

第16条 その他本会の運営について必要な事項は、理事会において決定する。

この規約は、昭和29年4月1日から施行する。

附 則

この規約は、平成23年4月1日から施行する。

この規約は、平成29年4月1日から施行する。

第3章 自治会活動に対する補助・支援

自治会活動に対して、次のような支援制度があります。

	補助・支援名	担 当 課	概 要	ページ数
1	自治会活動賠償責任保険	まちづくり課	保険に加入し、自治会活動、自治会行事において発生した事故により、自治会もしくは自治会員が被る損害に対し、保険金を支払う。	26
2	自治コミュニティ施設整備補助金		自治コミュニティ施設を新築（改築）、増築若しくは修理又は建設用地を取得する場合に、その経費を補助する。	28
3	一般コミュニティ助成事業		一般財団法人自治総合センターが宝くじ社会貢献広報事業として、コミュニティ活動に必要な備品や公民館の整備、地域防災組織など安全な地域づくりや青少年の育成に関する活動に対して助成する。	30
4	自治会掲示板設置補助金		自治会が新設する又は修理する自治会掲示板に対して補助する。	31
5	自治会交付金		自治会の活動を支援し、住民の自治意識の高揚及びコミュニティ活動の推進を図るために自治会交付金、地区自治連合会交付金、自治会長研修費を交付する。	31
6	自治会活動における翻訳業務		自治会活動を行っていくうえで、在住外国人に回覧板等の内容を周知する必要がある場合に、翻訳業務を行う。 ※ まちづくり課から多文化共創課へ依頼	32
7	自治会座談会		自治会長同士の学び合いの場、情報共有の場として開催する。	32
8	自治会活動相談窓口		自治会活動の困りごと、組織に関する困りごとなど専門家へ相談することができる。	32
9	自治会事例集		自治会の課題解決活動や改善活動の事例紹介	32
10	自治会法律相談補助金	まちづくり課 (自治連合会事務局)	自治会が法律相談を利用した場合に、補助金を交付する。	33
11	分別収集指導員報償金	環境課	自治会を対象に、ペットボトル・発泡スチロール等の分別収集指導員報償金を支払う。	33
12	市指定ごみ収集袋の支給		自治会を対象に、ごみ集積所に不適正に出されたごみを処理するために必要なごみ収集袋（数量制限あり）を支給	33
13	ごみ集積所管理にかかる報償費		自治会に対して、ごみ集積所の維持管理をしていただくために、報償費を支払う。	33

	補助・支援名	担 当 課	概 要	ページ数
14	ごみ集積所設置等補助金	環境課	自治会に対して、ごみ集積所の設置、改修、移設や、監視カメラ購入等必要な経費に対し、補助金を支給する。	34
15	クリーンパートナー制度	土木課	道路、公園、河川等の公共施設を対象としたボランティア等による美化活動を支援し、市民との協働によるまちづくりを促進する制度	34
16	凍結防止剤の支給		降雪等による道路の凍結を防ぐため、凍結防止剤を支給する。	35
17	レミファルト等道路補修資材の支給		自治会で簡易に道路舗装をなおす場合に支給する。	35
18	機器等の貸し出し		自治会の清掃活動等で使用できるよう、草刈機、側溝のボルトはずし機、側溝蓋上げ機、ブロワーなど備品の貸し出しを行う。	35
19	農業用資源保全管理活動補助金	農林課	農地の保全と農業の持続性を図るため、地域ぐるみで農業用資源の保全管理活動を実施した団体に対し、その経費の一部を補助する制度	36
20	自治会公民館等の課税免除	税務課	自治会活動で使用されている建物や土地にかかる固定資産税（有料で使用するものを除く）を免除することにより、自治会の負担を軽減する。	37
21	まちづくり出前講座	ひとづくり課	自治会、サークル、PTA等の団体を対象に、身近な問題に役立つ情報を楽しみながら学べるよう、出前講座を実施	37
22	自主防災事業補助金	防災安全課	防災意識の高揚及び防災体制の万全を期すため、自主防災組織等が行う防災訓練及び防災施設の整備に対して補助金を交付する。	38
23	防犯活動事業補助金		自主的に防犯活動を実施する団体に対して防犯活動に必要な物品の購入に係る費用の一部を補助する。	39
24	防犯カメラ設置事業補助金		不特定多数が利用する道路へ、新たに防犯カメラを設置しようとする団体に対し、防犯カメラ設置費の一部を補助する。	40
25	施設利用料の減免	ひとづくり課 文化振興課 スポーツ振興課 土木課	自治会活動での利用で、生涯学習センター、各地区交流センター、東図書館、かも〜る（文化会館）、文化の森、プラザちゅうたい及び運動施設等、市の施設利用料を減免する。 ※ 詳細については各施設にてご確認ください。	41

1. 自治会活動賠償責任保険

○ 内 容

自治会活動及び自治会行事において発生した事故により、自治会もしくは自治会員が被る損害に対し、保険金が支払われます。

※自治会活動・自治会行事とは…自治会規約（会則）や事業計画などにおいて明記され、自治会活動の一環として自治会が企画立案した活動・行事のこと。（クリーン作戦などの市との共催行事を含む。）（８ページ「自治会規約（会則）の整備のお願い」参照）

○ 補償金の交付対象

自治会加入者や自治会から参加依頼を受けた方が対象です。

○ 補償の範囲

- ① 自治会に加入していること。
- ② 自治会及び自治会組織内における各種団体が親睦及び生活環境の改善等を図ることを目的に自治会活動として行うものであること。
- ③ ②の活動時に、自治会から依頼を受けて参加した自治会員以外の者が活動中に発生したものであること。

○ 補償金の金額

① 賠償責任保険

自治会加入者またはその行事活動の指導者が他人にケガをさせたり、他人の財産を破損させたりして法律上の賠償責任を問われた場合

１事故の限度額 ２億円

② 傷害保険

活動に従事または参加中に急激かつ偶然な外来の事故（ただし、細菌性食中毒及びウイルス性食中毒、熱中症を含みます。）によりケガをした場合

死亡・後遺障害 ５００万円（後遺障害はその程度に応じて支給されます）

入院日額 ３，０００円 通院日額 ２，０００円

③ 見舞金

自治会から参加依頼された自治会員以外の者に対する見舞金。

傷害等の程度に応じて見舞金が支給されます。

④ 費用損害補償

自治会活動が開催地による降水等で中止または延期になった場合、その活動にかかわる費用を支出したことで自治会が被った損害に対する費用損害保険金です。

５０万円が限度です。自治会の支出した費用×７０％と費用損害保険のいずれか低い金額が支給されます。

※ いずれも事故発生から１８０日以内のものに限ります。

○ 自治会活動賠償責任保険の請求方法

事故発生後、３０日以内に所定の用紙で連絡所に自治会長または個人が報告し、連絡所から保険会社へ報告を行います。用紙は各連絡所またはまちづくり課にありますので、ご連絡ください。

記入例

美濃加茂市 自治会活動賠償責任保険 事故報告書（傷害事故用）

太枠内をご記入の上 FAX でご報告ください。

【FAX：052-587-2501】

送付先：〇〇〇〇保険株式会社

報告者	フリガナ 氏名 美濃加茂 太郎	TEL 0574-25-2111	報告日 〇〇年 〇〇月 〇〇日
事故日	令和 〇年 〇〇月 〇〇日	☐ 午前・午後 〇時 〇〇分ごろ	
参加行事名	(例) 〇〇地区スポーツ大会	事故場所	(例) 〇〇地区スポーツ広場
事故発生状況および損傷状況		MEMO (状況図など)	
※可能な限り詳細に状況等をご記載ください。		※地図あるいはイラスト等で図示してください。	

受傷者の所属する自治会 美濃加茂市 (〇〇〇) 地区 (〇〇〇) 自治会	
受傷者	フリガナ 氏名 美濃加茂 次郎 (〇〇 歳) TEL 〇〇-〇〇〇〇
	住 所 (〒 〇〇〇 - 〇〇〇〇) 美濃加茂市〇〇町〇〇番地〇〇
治療先	病院名 〇〇病院 (※治療を受けた病院名) TEL 〇〇-〇〇〇〇
	住 所 (〒 〇〇〇 - 〇〇〇〇) 美濃加茂市〇〇町〇〇番地〇〇
傷害の内容 (部位程度) : 〇〇〇〇〇〇〇〇	
☐ 入院見込 手術 (有・無) 〇〇 / 〇〇 ~ 〇〇 / 〇〇	☐ 通院見込 /

負傷した方の属する自治会長などが記入 (自署) します。

確認欄	当該受傷者が被保険者 (自治会員) であり自治会活動中の事故であることを確認しました。	所属 〇〇自治会
		フリガナ 氏名 美濃加茂 太郎 (※基本的に自治会長名)

保険契約者：美濃加茂市	保険期間 令和〇〇年〇月〇〇日から1年間
-------------	----------------------

2. 自治コミュニティ施設整備補助金

○ 内 容

自治コミュニティ施設を新築（改築）、増築または修理したり、公民館を建設したりするための用地を取得する場合に、その経費を補助します。

○ 補助金の交付対象

自治会活動を行うための建物（公民館）及び用地（土地）

○ 補助金の対象事業

自治会公民館の新築、改築、増築、修理、バリアフリー改修、エアコン設置、耐震診断・工事及び建設用地の取得

○ 自治コミュニティ施設整備補助金の額

補助金の額は、次の表のとおりです。

対象となる内容	要 件	補助金額（補助率）
新築・改築	床面積が延べ50㎡以上であること	補助対象経費の2分の1以内 （1,500万円を限度）
増 築	増加する床面積が延べ20㎡以上で既存施設との合計床面積が延べ50㎡以上あること	補助対象経費の2分の1以内 （1,500万円を限度）
修 理	該当施設の延床面積が50㎡以上で、修理費の総額が20万円以上であること	補助対象経費の2分の1以内
バリアフリー改修	バリアフリーを目的として行う工事であること ・手すりの設置 ・段差解消、スロープ設置 ・滑りにくい床材への変更 ・引き戸などへの扉の取り換え ・洋式便器への取り換え など （※施設内に限らず、施設入口部分へのスロープの設置等も対象）	補助対象経費の4分の3以内 （90万円を限度）
エアコン設置	エアコンの購入及び設置	補助対象経費の2分の1以内 （50万円を限度）
建設用地の取得	自治会公民館を建設するための用地の取得	建設に必要な最小限の敷地面積 取得分の3分の2以内 （1,500万円を限度）
耐震診断	昭和56年5月31日以前に着工された丸太組工法以外で建築された木造建築物	耐震診断にかかる経費の3分の2以内（2万円を限度）
耐震補強工事	上記の耐震診断で上部構造評点が1.0未満とされた木造建築物で、補強後の評点1.0以上かつ診断結果から評点0.3以上加算される工事	補助対象経費の2分の1以内 （60万円を限度）

※ 上記補助金額は、いずれも千円未満の端数を切り捨てます。

※ 国及び県等の補助金、保険、公共事業に伴う建物移転補償等の収入のある場合における補助金額は、補助対象経費から収入金を控除した額を基に算出した金額とします。

<注意事項> 下記の場合は補助対象となりませんので、ご注意ください。

・畳の入れ替えや襖の張替え ・公民館の外フェンスや敷地内の側溝修繕 ・駐車場整備 など

※ 他にも補助対象にならない場合がありますので、ご不明な場合はまちづくり課にご連絡ください。

○ 補助金交付の流れ

申請～補助金 交付の流れ	① 自治会協議及び決定 自治会で実施時期、予算計画を協議し、実施を決定します。 (注意) 事業実施年度の前年８月末までに市に事前申請を提出ください。 事前申請書は、広報７月号配布時に自治会長へお配りする予定です。 ② 事前申請 【自治会→市】 事前申請書（業者の見積もりなど含む） ③ 補助額内定の通知 【市→自治会】 提出された事前申請書を審査し、次年度予算が決定したら、補助額内定通知を送付します（４月上旬）。 (注意) 内定以前に契約、発注、着工を行わないでください。 ④ 補助金交付申請書 【自治会→市】 工事着工前に補助金交付申請書と下記の関係書類を提出してください。 (1)事業計画書 (2)予算書 (3)実施設計書 (4)現況写真 (5)見積書の写し ⑤ 補助金の交付決定通知 【市→自治会】 申請書を審査し、補助金の額を決定する通知書を自治会長宛に送付します。 ⑥ 業者との契約・工事の開始 【自治会⇄業者】 補助金交付決定通知書が届いてから、業者と契約し、着工します。 工事前と工事後の写真が必要になります。 ⑦ 工事の完了、実績報告書の提出 【自治会→市】 工事が完了したら実績報告書を市に提出します。用紙はホームページからダウンロードしていただくか、「補助金交付決定通知書」送付時に一緒にお送りする用紙を使用してください。 業者に支払いをした領収書の写しも合わせて提出します。 ⑧ 補助金額の確定通知 【市→自治会】 実績報告書を審査し、補助金額の確定通知書を自治会長宛に送付します。 ⑨ 請求書の提出 【自治会→市】 ⑩ 補助金の振込み 【市→自治会】
申請書の提出先	美濃加茂市 市民協働部 まちづくり課 （TEL ２５－２１１１（代表）内線３６２）

3. 一般コミュニティ助成事業

○ 内 容

一般財団法人 自治総合センターが宝くじ社会貢献広報事業として、コミュニティ活動に必要な備品や公民館の整備、地域防災組織など安全な地域づくりや青少年の育成に関する活動に対し、助成をします。

○ 助成事業及び交付対象（※前年度と変更がない場合）

対象となる事業	助成内容	助成金額	担当課
一般コミュニティ助成事業	自治会活動に必要な備品の整備	100万円～250万円	まちづくり課
コミュニティセンター助成事業	自治会公民館の建設及び大規模な改修	事業費の5分の3以内で、上限が1,500万円	まちづくり課
地域防災組織育成助成事業	自主防災組織等の活動に必要な設備の整備	30万円～200万円	防災安全課
青少年健全育成助成事業	青少年育成のため、スポーツや学習活動で、主に親子活動に対するソフト事業	30万円～100万円	ひとづくり課 ・スポーツ振興課

※ 上記助成金額は、いずれも10万円単位で申請（10万円未満を切り捨て）します。

<注意事項>

申請は市を通じて行いますが、全国から申請された中から、自治総合センターが審査し、助成が決定しますので、申請されても助成されるとは限りません。

○ 助成金の申請方法

① 自治会で協議及び決定

自治会で実施計画について協議、決定します。

※ 募集案内は、広報9月号配布時に自治会長へお配りする予定です。

② 実施計画書・収支内訳書（別紙申請書様式記入例） 【自治会→市】

実施計画書、収支内訳書を作成し、下記の関係書類を添えて提出してください。

(1) 規約 (2) 事業計画書 (3) 予算書（自治会の申請年度の書類の写し）

（注意）申請事業が複数あるときは抽選を行い、優先順位を決定します。事業実施年度の前年の期限までに、市に提出してください。事業ごとに申請期限は異なります。

③ 助成金の決定 【市→自治会】

提出された実施計画書を（財）自治総合センターが審査し、次年度の4月当初に採否の通知が届きます。市より結果を通知します。

④ 補助金交付申請書 【自治会→市】

事業着手前に補助金交付申請書と下記の関係書類を提出してください。

(1) 事業計画書 (2) 収支予算書 (3) 見積書の写し

⑤ 業務の開始及び実績報告 【自治会→業者】

補助金交付決定通知書が届いてから、業務を着手します。

事業内容、請求明細書、領収書等の写真が必要になります。

事業が完了したら実績報告書と請求書を市に提出します。

【 担当課：まちづくり課 】

4. 自治会掲示板設置補助金

○ 内 容

自治会が新設または修理する自治会掲示板に対し、その設置費用の一部を補助します。

○ 補助金の交付対象

自治会で設置し、自治会員に各種広報する案内として設置する掲示板です。

○ 補助金の金額

① 新設の場合・・・自治会が新設する掲示板

設置にかかる経費の2分の1以内（10万円を限度、1,000円未満の端数を切り捨て）

② 修理の場合・・・自治会が修理する掲示板（設置後、5年を経過していること）

設置にかかる経費の2分の1以内（5万円を限度、1,000円未満の端数を切り捨て）

○ 補助金の申請方法

工事着工前に「補助金交付申請書」を提出します。申請書はまちづくり課にあります。

自治会所有地以外に設置する場合は、土地所有者の「設置承諾書」を添付します。

【 担当課：まちづくり課 】

5. 自治会交付金

○ 内 容

自治会の活動を支援し、住民の自治意識の高揚及びコミュニティ活動の推進を図るために、各地区の自治会長会に交付し、調整後自治会へ交付します。

○ 補助金の交付対象

各地区の自治連合会。自治連合会の活動及び運営に係る経費として使用します。

○ 補助金の金額

自治会交付金

自治会割	1自治会当たり	×12,000円
班数割	自治会の班数	× 1,000円
世帯割	自治会の世帯数	× 600円
広報紙配布手数料	世帯数×12か月	×1円

地区自治連合会交付金

地区交付金	200,000円（1地区）
自治会割	1自治会当たり × 2,400円

自治会長研修費 研修に参加した自治会長、一人当たり上限 15,000円

【 担当課：まちづくり課 】

6. 自治会活動における翻訳業務

- 内 容
自治会活動を行っていくうえで、在住外国人に回覧板等の内容を周知する必要がある場合（自治会活動に関する書類に限ります）に、その内容を翻訳します。
- 支援の対象
自治会
- 申請方法
所定の申請書（まちづくり課にあります）に記入し、翻訳が必要な書類と合わせて、まちづくり課に提出します。あわせて、電子データも提出をお願いします。
翻訳できる言語についてはまちづくり課にご確認ください。なお、翻訳には1か月程度を要します。

【 申請先：まちづくり課 】

7. 自治会座談会

- 内 容
自治会活動の困りごと、悩みなどを持ち寄っていただき、参加された自治会長と共有することで、他の自治会の取り組みを学ぶことができます。
- 支援の対象
自治会
- 参加方法
今年度は、6～11月、1月、2月の第4火曜日※の19時半から実施予定です。広報配布時に自治会長へチラシを配布しますので、ご確認のうえ、申し込みください。
※ 第4火曜日が祝日等の場合は、翌日以降に振り替えます。



▲自治会座談会の様子

【 担当課：まちづくり課 】

8. 自治会活動相談窓口

- 内 容
自治会活動の困りごと、組織に関する困りごとなど、自治会に関することであればどんなことでも相談することができます。様々な地域で、自治会活動や地域づくりを支援している専門家の方に相談員としてお越しいただき、課題に対する取り組み方や他の自治体の事例紹介など、アドバイスを聞くことができます。
- 支援の対象
自治会
- 利用方法
完全予約制です。ご利用を希望される方は、まちづくり課（25-2111 内線362）へご連絡ください。日程調整をさせていただきます。
※ オンラインでの相談、土日の相談も対応可能です。

【 担当課：まちづくり課 】

9. 自治会事例集

- 内 容
自治会が主体的に実施している地域の課題解決や自治会活動における改善活動を集め、「美濃加茂市自治会事例集」を作成しました。他自治会の事例を知り、自治会活動の改善にご活用ください。
- 利用方法
最新版を7月の広報配布時に自治会長の皆様へ配布します。市HPにも掲載しておりますので、ご確認ください。（※ 右の二次元コードを参照）



【 担当課：まちづくり課 】

10. 自治会法律相談補助金

- 内 容
自治会が法律相談を利用した場合に、補助金を交付します。
1自治会に対し、1回あたり1時間（10,000円＋税）×年3回までに限る。
- 支援の対象
自治会
- 申請方法
所定の申請書（まちづくり課にあります）に記入し、相談料の領収証の写しを添えて、まちづくり課に提出します。
【 申請先：まちづくり課（自治連合会事務局） 】

11. 分別収集指導員報償金

- 内 容
自治会を対象に、ペットボトル、発泡スチロール等の分別に対し、分別収集指導員に報償金を支払います。
- 報償金の交付対象
自治会（一部の地区を除く）
- 報償金の金額
1,100円×人数（2名まで）×2時間×6月
- 報償金の申請方法
年度当初に市から送られてくる「分別収集指導員報告用紙」で指導員氏名を報告してください。
年度末に「分別収集指導員出勤報告書」で活動実績と「振込み依頼票」で報償金振込先口座を報告してください。
【 担当課：環境課 】

12. 市指定ごみ収集袋の支給

- 内 容
自治会を対象に、ごみ集積所に不適正に出されたごみ（混合ごみなど）を処理していただくために、必要な市指定のごみ収集袋を支給します。
- 支援の対象
自治会
- 申請方法
環境課にある「一般廃棄物処理手数料減免申請書」を提出してください。
各連絡所（太田連絡所を除く）でも申請できます。
【 担当課：環境課 】

13. ごみ集積所管理にかかる報償費

- ※ ごみ集積場についての詳細は、P16を参照
- 内 容
自治会に対して、ごみ集積所の維持管理をしていただくために、報償費を支払います。
- 報償金の交付対象
自治会
- 報償金の金額
内訳（・均等割、・世帯数割、・未加入者割）の積算金額

内 訳	・均等割	1自治会当たり	1,000円/月×12月
	・世帯数割	50世帯まで	500円/月×12月
		51～100世帯	1,000円/月×12月
		101～150世帯	1,500円/月×12月
		151世帯～	2,000円/月×12月
	・未加入者割	自治会未加入率	50%未満 250円/月×12月
		50%以上	500円/月×12月
		(自治会未加入率 = 自治会未加入世帯 / 自治会総世帯数) (世帯数は4月1日基準)	

○ 報償金の申請方法

年度当初に「振込み依頼票」で報償費振込先口座を報告してください。

【 担当課：環境課 】

14. ごみ集積所設置等補助金

○ 内 容

自治会に対して、ごみ集積所の設置、改修、移設等必要な経費に対し、補助金を支給します。

○ 補助金の交付対象

自治会

○ 補助金の金額

・新設または移設	1自治会当たり	経費の1/2 上限10万円
・改修	1自治会当たり	経費の1/2 上限 5万円
・監視カメラ等不法投棄対策	1自治会当たり	経費の1/2 上限10万円等

○ 補助金の申請方法

所定の申請書（環境課にあります）に記入し、必要書類を添えて、環境課に提出します。
交付決定を受けてから設置してください。
（注意）事後申請は補助対象になりません。

【 担当課：環境課 】

15. クリーンパートナー制度

○ 内 容

道路、公園、河川等の公共施設を対象としたボランティア等による美化活動を支援し、市民との協働によるまちづくりを促進する制度です。

○ 支援の対象

自治会、各種団体や地域の有志

○ 支援の内容

- ① 必要な物品、用具等の貸出と調達 ② 空き缶、吸殻及び除草した草の収集
- ③ ボランティア保険の加入 ④ 活動団体名を記載したサインボードの設置等

○ 申請方法

- ① 活動条件を土木課と相談し、届出書を提出します。
- ② 活動団体と美濃加茂市の間で合意書を取り交わします。

【 担当課：土木課 】

16. 凍結防止剤の支給

○ 内 容

降雪等による道路の凍結を防ぐため、凍結防止剤を支給します。

○ 支援の対象

自治会

○ 申請方法

- ① 土木課または連絡所に置いてある申込書に、自治会名と必要個数を記入します。
- ② 市役所（各連絡所）に保管してある凍結防止剤を支給します。

【 担当課：土木課 】

17. レミファルト等道路補修資材の支給

○ 内 容

自治会等で、舗装等の道路施設を簡易になおす場合に支給します。

○ 支援の対象

自治会

○ 申請方法

- ① 自治会長等が土木課へ「資材支給要望書」を提出します。
- ② 自治会長等から申請を受け、材料（レミファルト・碎石）を支給します。

【 担当課：土木課 】

18. 機器等の貸し出し

○ 内 容

自治会等で、清掃活動に必要な機器等を貸し出します。

○ 支援の対象

自治会、各種団体（クリーンパートナー）等

○ 申請方法

- ① 自治会長等が事前に「土木課備品借用申込書」を提出します。
- ② 申込受付後、機器等を貸し出します。

貸出対象機器：草刈機、側溝のボルトはずし機、側溝蓋上げ機、ブロワーなど

【 担当課：土木課 】

19. 農業用資源保全管理活動補助金

○ 内 容

農地の保全と農業の持続性を高めるため、地域ぐるみで農業用資源の保全管理活動を実施した団体に対し、その経費の一部を補助する制度です。

○ 補助金の交付対象

地域住民の5名以上で構成される団体

○ 補助制度の目的

- ① 農業用資源の保全
- ② 農業の持続性向上
- ③ 地域コミュニティの醸成

○ 補助対象施設及び活動内容

対象施設		対象活動	補助金額
市内の 農業用施設	水路	水路・法面の草刈、泥上げ	対象経費の実費分。ただし、以下の限度額となります。 (※限度額) ・活動に参加した人数、1人 当り1回1,000円以内 ・同一団体1年度、 100,000円
	農道	路肩・法面の草刈、側溝の泥上げ、砂利の補充	
	ため池	泥上げ、草刈、清掃	
	給排水 施設	給排水施設周りの草刈、ポンプ給水槽等の泥上げ	

○ 補助対象の経費

対象経費	補助に該当する内容
購入・ リース料	・ゴミ袋、軍手、タオル、補修資材、除草剤、機械リース料(購入費)、燃料代、活動に必要な文具代、写真印刷代 ・団体の手に負えない泥上げ等を建設会社などに頼んだ場合の経費 ・参加者が持っている車、機械などを利用した経費
その他	・活動参加者に提供するための社会通念上認められるお茶、茶菓子代 ・活動に際して傷害保険に加入した場合の保険料金

○ 補助金の申請方法

① 申請するとき

補助金交付申請書(様式1号)

添付書類 位置図(活動予定箇所)、参加予定人数、
支出予定経費

② 変更・中止するとき

補助金変更(中止・廃止)承認申請書



③ 完了したとき

実績報告書（様式5号）

添付書類 事業の実績報告、収支決算書、位置図（実施箇所）、当日参加名簿、領収書の写し、事業実施状況が分かる写真（参加者の集合写真も必要）、その他参考書類（振込先口座番号等）

申請方法については、農林課にお問い合わせください。

【 担当課：農林課 】

20. 自治会公民館等の課税免除

○ 内 容

自治会活動で使用されている建物や土地にかかる固定資産税（有料で使用するものを除く）を課税免除することにより、自治会の負担を軽減します。

○ 免除の対象

自治会公民館及び公共の用に使用する土地

○ 免除の申請方法

各自治会に確認後、まちづくり課で取りまとめて税務課へ提出します。

公共の用に使用しなくなった場合又は有償で使用する事となった場合は早急にご連絡をお願いします。

【 担当課：税務課 】

21. まちづくり出前講座

○ 内 容

身近な問題に役立つ情報を楽しみながら学べるよう、市内在住、在勤、在学の方で構成された概ね5名以上の団体（自治会、サークル、学校等）を対象に、講師が集会の場へ出向きお話をする講座です。

○ 開催時間、場所、費用について

- ・午前10時から午後9時までの間で2時間以内（質疑応答、意見交換の時間を含む。）
- ・実施会場は美濃加茂市内とし、申し込み団体でご用意ください。
- ・講師料不要（講座によっては、材料費・講師交通費が必要となる場合があります。）

○ 申請方法

出前講座メニュー表から希望する講座を選び、実施希望日の2週間前までに、申込書をひとづくり課へご提出ください。

提出方法は、持参、FAX、メール、オンライン申請のいずれでも可能です。

（オンライン申請は、市ホームページ記載のURLからお申し込みください。）

メニュー表と申込書は、市ホームページからダウンロードできるほか、ひとづくり課でも配布しています。



↑市ホームページ
（出前講座）リンク

【 担当課：ひとづくり課（生涯学習センター） 】

22. 自主防災事業補助金

○ 内 容

防災意識の高揚及び防災体制の万全を期するため、自主防災組織等が行う防災訓練及び防災施設の整備に対して、補助金が交付されます。

○ 補助金の交付対象

自主防災組織または自治会 ※対象となる内容につき年度1回まで（地域防災リーダー育成を除く）

対象となる内容は次の表のとおりです。

対象となる内容	要 件	補助金額（補助率）
防災訓練	防災訓練に要した消火器の詰替費用、燃料費、炊き出し訓練の費用等	費用の10分の10 （10万円を限度、1,000円未満の端数を切り捨て）
地域防災リーダー育成	防災士資格取得に要する費用 （養成講座受講料、試験料、登録料）	費用の10分の10 （1,000円未満の端数を切り捨て）
防災設備設置	消火用備品及びその修繕、防災器具の設置に要する費用及び修繕、防火水槽の補修費用、し尿処理備品の購入に要する経費 （消火器、ホース、ノズル、器具格納庫、消火器格納箱、媒介金具、消火栓開閉ハンドル等、チェーンソー、発電機、ジャッキ、一輪車、ビニールシート、し尿処理用凝固剤、便袋等）	費用の3分の2 （1,000円未満の端数を切り捨て）
防災装備品	ヘルメット、腕章、はんてん等、の購入に要する費用	補助対象経費に2分の1を乗じた額
啓発グッズ	のぼり旗又は看板の購入に要する費用	補助対象経費に2分の1を乗じた額
防災施設の建設及び修繕	防災備蓄倉庫、夜警詰所、待機室の建設及び修繕費用	費用の2分の1 （1㎡当たり4万円を限度、1,000円未満の端数を切り捨て）
防災施設の建設用地	防災備蓄倉庫、夜警詰所、待機室の建設に必要な用地の取得	建設に必要な最小限の敷地面積取得分の2分の1 （1㎡当たり4万円、1,500万円を限度、1,000円未満の端数を切り捨て）
その他の防災備品	その他、市長が必要と認める防災備品	費用の2分の1 （1,000円未満の端数を切り捨て）

※ 自主防災補助金の計算式の例

事業費×補助割合で算出した金額を 1,000 円未満で切捨てた額

例：防災設備設置 16,800 円（事業費）×2/3=11,200

→補助金額は 11,000 円 補助金：11,000 円 申請者負担：5,800 円

○ 補助金の申請方法

実施する前に防災安全課にある所定の申請書を提出します。

【 担当課：防災安全課 】

23. 防犯活動事業補助金

○ 内 容

自主的に防犯活動を実施する団体（自治会など）に対して防犯活動に必要な物品（以下「防犯活動用品」という。）の購入に係る費用の一部を市の予算の範囲内で助成する制度です。

営利的、政治的及び宗教的な活動を目的とせず、かつ、継続して市内で防犯活動に取り組む団体が対象となります。

○ 補助金の交付対象

- (1) 自治会
- (2) 自主防犯組織（5名以上で構成され、かつ、構成員の2分の1以上が、市内に在住し、又は通勤し、若しくは通学する者で構成される団体であって、自主的に防犯活動を行うものをいう。）
- (3) その他市長が認める団体

○ 補助金の対象経費

対象となる経費は次の表のとおりです。

種別	物品名
防犯活動用物品購入費用	反射ジャンパー（ウインドブレーカー）
	反射チョッキ（ベスト）
	帽子、反射腕章、反射たすき
	防犯ブザー・ホイッスル、拍子木
	誘導灯（合図灯）、懐中電灯（パトロール用）
	青色回転灯（自動車取付用）
	ステッカー（自動車取付用マグネット式等）
	ハンドマイク（ハンドメガホン）、トランシーバー
防犯に関する啓発・広報のための物品購入費用（印刷費用を含む。）	のぼり旗
	懸垂幕・横断幕
	看板
	教材（DVD、冊子等）
	シール、ステッカー等
環境整備物品購入費用	ペンキ・落書き消し溶剤・清掃用具
その他市長が防犯活動のために必要と認めるものの費用	

※ 補助金の交付対象となる経費は、国、県等から助成金等を受けた防犯活動用品の購入に係る経費は除く。補助金の額は、経費の2分の1以内の額とし、1団体について1会計年度に5万円を限度とする。補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、当該端数を切り捨てるものとする。

○ 補助金の申請方法

① 申請するとき

・ 補助金交付申請書

添付書類 事業計画書兼予算書（様式第1号）、経費の見積書の写し

② 完了したとき

・ 実績報告書

添付書類 事業報告書兼収支決算書（様式第2号）、写真、領収書の写し

・ 請求書

申請方法については防災安全課にお問い合わせください。

【 担当課：防災安全課 】

24. 防犯カメラ設置事業補助金

○ 内 容

安全で安心できる住みよい地域社会の実現のため、新たに防犯カメラを設置しようとする団体（自治会など）に対して、防犯カメラ設置費用の一部を市の予算の範囲内で助成する制度です。

○ 補助金の交付対象

- (1) 自治会その他の地域的な共同活動を行う団体
- (2) 商店街振興組合及び商店街振興組合連合会、事業協同組合並びにこれらに準ずる団体
- (3) 自主防犯活動団体
- (4) その他市長が認める団体

○ 補助金の額等

- ・ 補助金の額は補助対象経費から国、県、地方公共団体等の補助金等を差し引いた額に3分の2を乗じた額とし、補助金の限度額は20万円に設置する防犯カメラの台数を乗じて得た額です。
- ・ 補助金の額の決定について、千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てます。
- ・ 補助金の交付の対象となる防犯カメラの台数は、同一年度内において1団体につき3台を上限。

○ 補助金の申請方法

① 申請するとき

- ・ 防犯カメラ設置事業補助金交付申請書（指定様式）
- ・ 防犯カメラの設置に要する経費の見積書
- ・ 防犯カメラの仕様が分かる書類
- ・ 防犯カメラ設置場所の現況写真
- ・ 防犯カメラ設置場所及び撮影対象区域が確認できる図面
- ・ 防犯カメラ設置場所の地権者等の同意書

② 完了したとき

- ・ 実績報告
- ・ 設置した防犯カメラ及び撮影している旨の表示の現況写真
- ・ 設置した防犯カメラにより撮影された画像

- ・ 領収書の写し
- ・ 請求書

申請方法については防災安全課にお問い合わせください。

【 担当課：防災安全課 】

25. 施設利用料の減免

○ 内容

自治会行事等で以下の施設を利用する場合に、施設の利用料を減免する。

○ 対象施設

施設	担当	連絡先
総合運動場・体育館	スポーツ振興課	26-3241
有料公園施設	土木課 道路公園係	25-2111（内線418）
図書館	東図書館	26-3001
かも〜る（文化会館）	文化会館	25-1108
総合福祉会館	総合福祉会館	28-6111
みのかも文化の森	文化振興課	28-1110
生涯学習センター／各地区交流センター	ひとづくり課・まちづくり課	25-4141・各地区交流センター

○ 利用方法及び料金等

各施設へお問い合わせください。

第4章 自主防災組織

■ 自主防災組織の役割

災害時に、住民による自主防災活動が効果的に行われるためには、平常時から災害に備えて組織づくりを行い、役割分担を決め、『自分たちの地域は、自分たちで守る』という意識のもと、防災資機材の整備や防災訓練を実施しておくことが大切です。日頃から、自主防災組織の重要性について認識いただき、以下のことに努めるようにしましょう。

- ① 災知識の普及
- ② 域の災害危険箇所の把握
- ③ 災訓練の実施
- ④ 気使用設備器具等の点検
- ⑤ 災資材の備蓄と整理・点検

万が一、災害が発生した場合、自主防災組織は

- ① 害情報の収集及び住民への迅速な伝達
- ② 火防止と初期消火
- ③ 難誘導
- ④ 災住民の救出・救護
- ⑤ 給食・給水

などを行うことが期待されています。



■ 組織の編成

自主防災組織が、災害発生時の応急活動を迅速かつ効果的に行うためには、活動の内容をよく分析し、組織内の役割分担を明確にして、防災計画に定める必要があります。特に、自治会の役員が自主防災組織の役員を兼ねている場合など、年度毎に役員がかわるときは、それぞれの役割を明確にし、引き継ぎをしておく必要があります。

■ 自主防災組織の活動例

- ① 地域の事情に応じた備蓄品・防災資機材を用意する
- ② オリジナルの防災マップをつくる
- ③ 地区防災計画をつくる
- ④ 防災訓練や普及啓発活動を実施する
- ⑤ 助成制度を活用する

■ 防災訓練・防災器具庫等の整備

自主防災組織が、災害発生時の応急活動を迅速かつ効果的に行うために、市では防災訓練及び防災施設の整備に対し補助金を交付しています。（詳細は、38ページの自主防災事業補助金をご覧ください。）

また、土のうステーションが中濃大橋北の高架橋下（太田本町4丁目）に設置してあります。災害時等の緊急対応に必要なに応じてご利用ください。

■ ハザードマップ

ハザードマップには、避難所・避難場所の位置や、必要な基礎知識等の情報が載っています。

いつ起こるかわからない災害に備え、安全な場所に避難できるよう、ハザードマップで避難所・避難場所を確認しましょう。また、災害が起こったとき、家族でどこに避難するか相談しておきましょう。



■ 防災ラジオ

美濃加茂市では防災行政無線で放送する、地震や避難などの緊急情報を聞くことができる、「防災ラジオ」を導入しており、「市内に住所を有する世帯」を対象に無償で貸与を行っています。貸与を希望される方は、防災安全課もしくは各連絡所までご連絡ください。



■ 消防団

消防団とは、「自分たちのまちは自分たちで守る」という郷土愛護の精神に基づき、地域に住む人たちが組織する地域にとって最も身近な防災機関です。

多くの消防団員は自営業者や民間会社等に勤める一般の方々ですが、有事の際には地域に住む方々の生命・身体・財産を守るため、昼夜を問わず駆け付け災害対応にあたります。

消防団は、火災対応だけでなく災害時には地域において避難誘導や救助などにあたることから、消防団員の勧誘については、独居高齢者世帯や乳幼児のいる世帯など地域の実情を把握できる自治会のご協力のもと、各地区の代表として選出していただいています。

○ 消防団員の定数は

- ・消防団条例定数 293 名
- ・市内 7 地区（各分団 33 名、伊深・三和地区は合同で 53 名）

○ 消防団の主な活動

- ・火災現場における消火活動・警戒・残火処理
- ・災害時における住民の救助・避難誘導・警戒活動
- ・行方不明者の捜索
- ・訓練・機械器具点検
- ・火災予防の啓発活動

○ 報酬等の支給

年額報酬及び出動報酬が団員個人に支給されます。

- ・年額報酬（団員階級） 38,000 円
- ・水火災その他による災害出動 8,000 円／1 日（4 時間以下は半額）
- ・警戒、訓練、指導、広報その他の出動 4,000 円／1 日（4 時間以下は半額）

○ 公務災害補償

消防団活動中に負傷等した場合に補償されます。



■ 防災行政無線の使い方

市内には防災行政無線（屋外放送装置）が設置されており、自治会員に避難情報を伝える手段や、災害時等の緊急放送として使用できます。

防災行政無線には【新タイプの放送装置】と【旧タイプの放送装置】があるので、以下の使用手順を参考に平時の訓練や災害発生時にご利用ください。なお、使用時に防災行政無線がどちらのタイプかわからない場合は防災安全課までお問い合わせください。

○ 防災行政無線の使用手順

・新タイプの放送装置

- ① 指定の鍵で解錠します。
- ② 所定の位置からハンドマイクを取り出します。
- ③ マイクスイッチを「ON」にします。
- ④ マイク本体スイッチを「ON」にします。
- ⑤ マイクに向かって話し、放送を行います。
- ⑥ 放送を終えたら、マイク本体スイッチを「OFF」にします。
- ⑦ マイクスイッチを「OFF」にします。
- ⑧ 所定の位置にハンドマイクを戻します。
- ⑨ 指定の鍵で施錠します。



・旧タイプの放送装置

- ① 指定の鍵で解錠します。
- ② ハンドマイクを取ります。
- ③ ハンドマイクのプレスボタンを押しながら放送を行います。
※放送をしないときは、プレスボタンを離してください。
- ④ 放送を終えたら、ハンドマイクを所定の位置に戻します。
- ⑤ 指定の鍵で施錠します。



○ 通報の順序【新タイプ・旧タイプ共通】

- ① 通報者名（〇〇自治会等） 1回
例）〇〇自治会から、お知らせします。
- ② 通報内容 2回（繰り返す）
- ③ 通報者名（〇〇自治会） 1回
例）〇〇自治会から、お知らせしました。



防災行政無線による情報伝達訓練

- ご質問やご不明な点等がございましたら、防災安全課までお問い合わせください。

指定避難所・指定緊急避難場所一覧

■ 指定避難所（避難した居住者等が災害の危険がなくなるまで一定期間滞在し、または災害により自宅へ戻れなくなった居住者等が一時的に滞在する施設）

初期対応避難所 (災害が発生するおそれのある場合又は災害発生時において応急的に開設する施設)	
名 称	名 称
生涯学習センター	総合福祉会館

第1次避難所 (市民の避難が必要であると認められる場合及び自主避難が予想されるときに開設する施設)	
名 称	名 称
上古井交流センター（連絡所）	伊深交流センター（連絡所）
山之上交流センター（連絡所）	三和小学校
蜂屋交流センター（連絡所）	下米田交流センター（連絡所）
加茂野交流センター（連絡所）	西体育館

第2次避難所 (大規模な災害のため、第1次避難所に対応できないときに開設)		
名 称	名 称	名 称
プラザちゅうたい	山手小学校	あじさいエコパーク
太田小学校	東中学校	ほくぶ保育園
太田第二保育園	加茂高等学校	伊深小学校
西中学校	加茂農林高等学校	三和交流センター（連絡所）
かも〜る（文化会館）	美濃加茂中学高等学校	牧野交流センター
東図書館	山之上こども園	下米田保育園
文化の森	山之上小学校	下米田小学校
あじさい保育園	蜂屋小学校	中部国際医療学院
カナリヤの家	加茂野保育園	中之島公園（リバーポートパーク 美濃加茂）
古井小学校	加茂野小学校	蜂友学舎保育園

福祉避難所 (一般的な避難所では生活に支障をきたす人のために災害発生後に開設)		
名 称	名 称	名 称
総合福祉会館	瞑想の館（社会福祉法人慈恵会）	可茂特別支援学校

■ 指定緊急避難場所（居住者等が災害から命を守るために緊急的に避難する施設または場所）

上記の指定避難所の他、以下の場所

名 称	名 称	名 称	名 称
西総合グラウンド	森山公園	中町公園	二ツ塚公園
古井近隣公園	大手町公園	田島公園	ぎふ清流里山公園（駐車場）
東総合グラウンド	大楽児童公園	川合コミュニティ広場	神明児童公園
前平公園	井戸畑児童公園	末広公園	

【 担当課：防災安全課 】

第5章 認可地縁団体

自治会が実質的に所有している不動産であっても、自治会名義で登記ができなかったため、今までは代表者名など、個人名義で登記がなされていました。

こうした中、名義人が死亡した場合など、相続に起因する財産上のトラブルが生じることもありました。

そこで、このようなトラブルを未然に防止するため、平成3年に地方自治法の一部を改正する法律が施行され、住民自治組織を『地縁による団体』と位置づけ、一定の要件を満たしていれば自治会名義で不動産を所有できるようになりました。『地縁による団体』とは、町又は字の区域、その他市町村内の一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成された団体です。

■ 法人格の取得

法人格を取得するためには、市長の認可が必要です。また、この認可を受けるためには、地方自治法第260条の2に定める要件を備えていることが必要です。

認可に必要な一定要件は次のとおりです。

◆ 認可に必要な要件

- ① 住民相互の連絡、環境の整備、集会施設の維持管理等、良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を行うことを目的としていること
- ② 区域が客観的に明らかなものとして定められていること
- ③ 区域に住所を有するすべての個人が構成員となることができるものとし、その相当数の人が現に構成員となっていること
- ④ 規約が定められていること（目的、名称、区域、主たる事務所の所在地、構成員の資格に関する事項、代表者に関する事項、会議に関する事項及び資産に関する事項が必ず明記されていること）

■ 認可申請手続

法人格を得るための認可の申請を行うにあたっては、その自治会の規約に基づき招集された総会において、認可を申請する旨の議決を行う必要があります。総会において議決された後、認可申請書類を提出します。

■ 認可申請に必要な書類

① 認可申請書 (※)

② 自治会規約 (※)

(目的、名称、区域、主たる事務所の所在地、構成員の資格に関する事項、代表者に関する事項、会議及び資産に関する事項が明記されているもの)

③ 認可申請することについて、総会で議決したことを証する書類

(総会の議事録の写しで、議長及び議事録署名人の署名押印のあるもの)

④ 構成員の名簿(区域に住所を有する個人)

⑤ 目的を現に実施している旨が記載された書類(前年度の事業活動報告書)

⑥ 申請者が代表者であることを証する書類 (※)

(申請者が代表者になることを承諾した承諾書等に申請者本人の署名押印したもの)

上記書類のうち (※) があるものは、様式がありますので、詳細については、まちづくり課までお問い合わせください。

■ 認可を受けたあと

① 認可されると、名称、規約(会則)に定める目的、区域、主たる事務所の所在地、代表者の氏名及び住所などが告示されます。

② 認可を受けた後は、団体名義で資産の登記・登録ができます。

③ 地縁団体の印鑑を登録することができます。

④ 告示事項に変更が生じた場合は、代表者は「告示事項変更届出書」(所定の様式があります)に告示された事項に変更があった旨を証する書類(議事録等)を添えて、市長に届け出なければなりません。(規約の目的、区域、代表者など)

⑤ 規約を変更する場合は、市長の認可が必要です。「規約変更認可申請書」(所定の様式があります)に変更があった旨を証する書類(議事録等)を添えて、市長に認可を申請します。

※ 規約の変更が告示事項の変更(目的等)を伴う場合は、規約変更の認可後、④の告示事項の変更の届け出が必要です。

【 担当課：まちづくり課 】

第6章 自治会活動と各種団体

住みよい地域社会を目指していく中で、自治会が果たす役割は非常に大きなものがあります。

しかし、自治会だけでなく、各方面で活動している各種団体が手を携えて活動することで、さらに効果的な活動が行えることがあります。ここでは、自治会活動と関連の深い団体を掲載しています。

■ 美濃加茂市社会福祉協議会

概 要	社会福祉協議会は地域福祉の推進を図る機関です。「誰もが安心して暮らすことのできるまちづくり」を目指して地域住民と協働し、地域福祉活動を積極的に支援しています。各地区には支部があり、地域の実情に応じた活動を行っています。
活動内容	【地域活動の支援】 ◇ 支部社会福祉協議会の活動支援（敬老事業、地域の見守り活動など） ◇ ふれあい・いきいきサロン事業 ◇ 結婚相談 ◇ 弁護士相談 【ボランティア活動の支援】 ◇ ボランティア・団体への支援（養成講座、ボランティアコーディネート、活動費助成など） ◇ 災害ボランティア活動の支援 【子ども支援】 ◇ 小・中学校を対象とした福祉教育事業 ◇ ひとり親家庭等支援（学習支援、親子交流事業） ◇ 子ども食堂 【福祉サービス】 ◇ 障がい者（児）・高齢者等各種相談事業 ◇ 生活福祉資金の貸付（就学、生活費など） ◇ 車椅子の貸出し ◇ 福祉車両の貸出し 【広報啓発】 ◇ 社会福祉大会 ◇ 広報紙等 【援護活動】 ◇ 交通費児援護金 【管理運営】 ◇ 総合福祉会館の管理・運営 ◇ 健康づくり事業（健康相談・体操、健康教室など） ◇ 障がい者支援施設「ひまわりの家」運営 【会費・寄附金・募金の受付】 ◇ 会費、寄附金受付 ◇ 共同募金事業（赤い羽根募金・歳末たすけあい募金） ◇ 日本赤十字社事業
連絡先	美濃加茂市社会福祉協議会 TEL 28-6111（総合福祉会館内）

■ 共同募金会美濃加茂市支会

概 要	共同募金は、住んでいる町の高齢者や障がいのある方へ手助けをしたり、地域住民が暮らしやすい街をつくるために財政面から支援しています。その財源は、地域住民のたすけあいの募金によって成り立っています。
活動内容	募金は、毎年ただ寄付金を募るというのではなく、あらかじめ年間社会福祉事業を計画し、それを実施するための資金を住民の皆様にご協力願うものです。従って事業内容とその額（目標額）を提示することになっています。 ◇ 赤い羽根募金 小中学校の福祉教育、子ども食堂、高齢者サロン、ボランティア団体への活動助成などに使われています。 ◇ 歳末たすけあい募金 生活に困窮している世帯への食料品配付、子ども食堂への助成など
連 絡 先	美濃加茂市社会福祉協議会 TEL 28-6111（総合福祉会館内）

■ 日本赤十字社美濃加茂市地区

概 要	日本赤十字社は、国内外における災害救護活動や、紛争や自然災害、病気などに苦しむ人々を救うための国際活動、及び献血・医療・青少年の育成などの事業を積極的に実施しています。
活動内容	事業資金は、皆さまから拠出していただく社資（社費・寄付金）により成り立っています。 ◇ 日赤社資募集 市内で発生した災害のり災者に対するお見舞い（毛布、救急セット、お見舞い金）や赤十字奉仕団活動にも使われています。
連 絡 先	美濃加茂市社会福祉協議会 TEL 28-6111（総合福祉会館内）

■ 美濃加茂市健寿連合会

概 要	健寿会は、会員の話し合いによって、それぞれの住みなれた地域の中で、多くの仲間とともに語り合い、できるだけ長く安心して暮らせるように支えあう友愛組織です。 健康、友愛、奉仕の三大運動を軸に、健康・福祉・文化・体育・交通安全などの行事を開催し、会員の健康と生きがいづくりを目標にして活動しています。
活動内容	◇ 健寿会活動の促進 ◇ 高齢者文化活動の推進 ◇ 高齢者スポーツ活動の推進 ◇ 高齢者相互支援活動の推進 ◇ 総会、本部役員会、各部会等の開催
連 絡 先	事務局 TEL 28-6111（総合福祉会館内）

■ 美濃加茂市民生児童委員協議会

概 要	民生委員は、昭和23年に施行された民生委員法に基づき、住民の立場に立った相談・援助や福祉サービスの情報提供、利用支援活動を実施しています。任期は3年で厚生労働大臣が委嘱しています。 市内に7つの単位民生児童委員協議会を102名（内、主任児童委員14名）の委員で結成し、活動を行っています。
活動内容	◇ 地域の定例会（単位民児協定例会）への参加 ◇ 研修会への参加（随時研修案内あり） ◇ 部会活動への協力・参加（主に部会研修への参加） ◇ 岐阜県民生委員児童委員協議会開催の研修会等に参加 ◇ 独居高齢者、避難行動要支援者等の見守り活動 ◇ 介護保険、福祉制度等の情報提供や住民の困りごとを聞き、行政や支援機関等との連絡調整（つなぎ役）
連絡先	福祉課 TEL 25-2111（代表） 内線 314

■ 加茂地区交通安全協会美濃加茂支部

概 要	加茂地区交通安全協会美濃加茂支部は、市内各町分会と市及び関係団体等と協力し、交通事故防止対策や交通安全啓発の推進を図るため活動をしています。 また、市内各町分会でも各自治会等で交通安全委員が選任され、各種の活動を行っています。
活動内容	◇ 交通道德の高揚と交通安全啓発 ◇ 交通事故防止に関する調査、研究 ◇ 交通安全街頭啓発指導及び交通法令等の普及 ◇ 県交通安全協会及び加茂警察署等の連携
連絡先	防災安全課 TEL 25-2111（代表） 内線 276

■ 美濃加茂市消防団

概 要	地域防災体制の中核的存在として、地域の安心・安全のため大きな役割を果たしています。火災発生時の消火活動、地震や風水害等の大規模災害発生時における救助活動、住民の避難誘導、災害防衛活動などに従事し、市民の安全と財産を守るために活躍しています。 また、地域の防災訓練の指導など自主防災組織との連携を図り、地域防災の向上に努めています。
活動内容	◇ 火災の消火活動 ◇ 水害、地震等災害時における救助活動 ◇ 地域の防災訓練等の活動 ◇ 夜警等の啓発予防活動
連 絡 先	防災安全課 TEL 25-2111 (代表) 内線 277

■ 美濃加茂市まちを美しくする運動推進会議

概 要	快適な生活環境の創出と、まちを美しくする運動の推進を図り、ごみの資源化及び減量化意識の高揚に関する活動等を行っています。
活動内容	◇ 推進会議の開催 ◇ 環境月間に伴う街頭啓発活動 ◇ 環境美化啓発 作文・標語の募集 ◇ みのかもクリーン作戦の計画・実施 ◇ 地域において功績のあった個人・団体の表彰 ◇ 花飾り運動の推進
連 絡 先	環境課 TEL 25-2111 (代表) 内線 306

■ 美濃加茂市青少年育成市民会議

概 要	青少年育成推進委員が中心となって「大人が変われば子どもも変わる」を合言葉に、学校・家庭・地域が連携しながら、様々な青少年健全育成事業を進めています。
活動内容	◇ 青少年育成推進委員会の開催 ◇ 子どもをたくましく育てるつどい（市青少年健全育成大会）の開催 ◇ 青少年健全育成街頭啓発活動の実施 ◇ 少年の主張美濃加茂大会の開催 ◇ 市民会議表彰の実施 ◇ 市民会議標語の募集
連 絡 先	ひとづくり課（生涯学習センター）TEL 25-2111 (代表) 内線 400

■ 美濃加茂市子ども会育成連絡協議会

概 要	子ども会は、各自治会単位を基本として活動しています。自治会単位を「単位子ども会」、地区単位を「地区子ども会」、市全域を「市子ども会育成連絡協議会」、子ども会に参加する子どもの保護者で作る組織を「子ども会育成会」といい、それぞれが連携して活動しています。
活動内容	◇ 市子ども会育成連絡協議会総会、役員会の開催 ◇ 子ども会研修会（中央研修会・インリーダー研修会）の開催 ◇ 子ども会のつどいの開催 ※ 単位子ども会、地区子ども会も、それぞれ事業計画を立てて活動しています。 ◇ 美濃加茂ジュニアリーダーズクラブによるボランティア活動や子ども会活動支援
連 絡 先	ひとつづくり課（生涯学習センター） TEL 25-2111（代表） 内線 360

■ 美濃加茂市子ども会育成指導委員会

概 要	自治会単位、地区子ども会（子ども会育成会）の活動・運営を指導支援することを目的に活動しています。公募により委嘱された委員が活動しています。
活動内容	◇ 単位、地区子ども会活動（子ども会育成会活動）の支援・育成 ◇ 市子ども会育成連絡協議会活動の支援 ◇ 市子ども会育成指導委員会定例会の開催
連 絡 先	ひとつづくり課（生涯学習センター） TEL 25-2111（代表） 内線 360

■ 美濃加茂市少年補導委員会

概 要	少年補導委員会では、青少年の非行防止のため「愛のひと声かけ活動」（補導活動）を展開しています。 公募及び各地区から選出された委員が活動しています。
活動内容	◇ 少年補導委員連絡会議の開催 ◇ 愛のひと声かけ活動等（補導活動）の展開 ◇ 花火大会特別巡回補導 ◇ 青少年健全育成条例による立入調査
連 絡 先	ひとつづくり課（生涯学習センター） TEL 25-2111（代表） 内線 400

■ 生涯学習審議会

概 要	生涯学習の推進を図るため、生涯学習に関する調査・研究を進め、市などに対して助言をします。各地区からの代表、学校教育関係者、などで構成されています。
活動内容	◇ 生涯学習審議会の開催 ◇ 生涯学習に関する調査・研究や助言
連 絡 先	ひとつくり課（生涯学習センター） TEL 25-2111（代表） 内線 370

■ 美濃加茂市地区連合PTA

概 要	市内各小・中学校13校（双葉中・美濃加茂中含む）のPTAが情報の交流と行動の連携を図りながら、各単位PTAの目的達成に寄与する組織（会長13名、子育て代表13名、校長会代表3名）です。 子ども達の健やかな成長のために、学校・家庭・地域社会の連携を深めるように努めています。
活動内容	◇ PTA相互の交流と連携…役員会、理事会
連 絡 先	学校教育課 TEL 25-2111（代表） 内線 401

■ 美濃加茂市スポーツ推進委員協議会

概 要	スポーツ推進委員は、地域におけるスポーツ推進のため、事業実施に係る連絡・調整や市民に対するスポーツの実技の指導やその他スポーツに関する指導及び助言を行います。
活動内容	◇ スポーツの実技指導 ◇ 各種市民大会等への協力 ◇ スポーツ普及のためのイベントの企画と運営 ◇ 各地区体育振興会の指導育成
連 絡 先	スポーツ振興課 TEL 26-3241（プラザちゅうたい内）

■ 美濃加茂市長寿支援センター（地域包括支援センター）

概 要	高齢者の皆さんが住み慣れた地域で安心して暮らしていくことができるよう、保健師（看護師）・社会福祉士・主任介護支援専門員等の専門職を配置し、介護・福祉・健康・医療などさまざまな面から支え、高齢者の皆さんの健康・生活・財産・権利を守るための支援をしています。
活動内容	◇ 高齢者の総合相談窓口 ◇ 介護予防の推進 ◇ 高齢者の権利擁護業務 ◇ 地域のネットワークづくり活動
連 絡 先	高齢福祉課 TEL 25-2111（代表） 内線 502 美濃加茂市西部長寿支援センター：太田小・加茂野小学校区 TEL 24-7007 住 所：前平町1丁目257番地 美濃加茂市中部長寿支援センター：山手小・山之上小・蜂屋小・伊深小・三和小学校区 TEL 49-8591 住 所：中部台6丁目13番地5 美濃加茂市東部長寿支援センター：古井小・下米田小学校区 TEL 50-1777 住 所：下米田町東栃井81番地2

■ 美濃加茂市長良川鉄道協力会

概 要	長良川鉄道の健全な運営のために、側面から協力するとともに地域住民及び利用者の声を鉄道運営に反映させ、マイレール意識の高揚を図るため、昭和61年に発足しました。
活動内容	◇ 長良川鉄道沿線美化活動に対する助成 ※ 長良川鉄道沿線の草刈作業や駅周辺の整備活動を実施する自治会、団体等を対象に助成金を交付。 ◇ 沿線市町村との連携による事業の実施（利用促進啓発事業）
連 絡 先	まちづくり課 TEL 25-2111（代表） 内線 249

第7章 主な公共施設一覧

市内にある主な公共施設名と住所、電話番号を掲載しています。

施設名	住 所	電 話
市役所（本庁舎）	太田町3431-1	25-2111
市役所（分庁舎）	太田町1900	25-2111
生涯学習センター	太田町3425-1	25-4141
保健センター	健康のまち1-2 みのかも健康プラザ内	66-1360
太田連絡所（交流センター）	太田本町2-7-12	26-2628
古井連絡所	本郷町8-8-48	25-2058
上古井交流センター	本郷町8-8-48	28-9878
山之上連絡所（交流センター）	山之上町3457-1	25-2739
蜂屋連絡所（交流センター）	蜂屋町上蜂屋3637	25-2901
加茂野連絡所	加茂野町今泉1546-4	25-2493
加茂野交流センター	加茂野町今泉1546-4	24-0125
伊深連絡所（交流センター）	伊深町927-1	29-1395
三和連絡所（交流センター）	三和町川浦2565	29-1001
下米田連絡所（交流センター）	下米田町則光182	25-2714
牧野交流センター	牧野1941-1	28-5234
みのかも文化の森	蜂屋町上蜂屋3299-1	28-1110
かも～る（文化会館）	島町2-5-27	25-1108
中央図書館	太田町1921-1	25-7316
東図書館	本郷町9-2-22	26-3001
プラザちゅうたい（中央体育館）	太田町1916-1	26-3241
西体育館	西町3-232	26-3241（プラザちゅうたい）
みのかも健康の森	山之上町7559	29-1108
さくらの森	下米田町則光491-1	25-2111（市役所）
加茂警察署	古井町下古井2610	25-0110
中消防署	加茂川町3-7-7	26-0190
社会福祉協議会	新池町3-4-1 総合福祉会館内	28-6111
みのかも市民活動サポートセンター	太田町1752-1 則竹ビル1階	28-1979
リバーポートパーク美濃加茂	御門町2-6-6	49-6717

第8章 美濃加茂市LINE公式アカウント

・メール配信サービス・防災アプリ

自治会の皆さんへご案内 美濃加茂市LINE公式アカウント

市では、一層のサービスの充実を図るため『スマホ市役所（美濃加茂市LINE公式アカウント）』を活用した各種オンライン手続きや情報発信に力を入れています。この機会に市を『友だち登録』をして気になる情報をチェックしてみてください。ここで紹介している機能以外にも便利な機能を用意していますので、皆さんの生活に、ぜひお役立てください。

友だち登録はこちらから



暮らしの情報紙「広報みのかも」



広報紙「広報みのかも」と各地区の「自治会回覧」を毎月10日に配信しています。スマートフォンなどから気軽に見ることができます。

安心安全サポート「子育て」



妊娠週数やお子さんの月齢に合わせた情報を受け取れる「きずなメール」や子育て支援施設の入退館管理、乳幼児学級の申し込みなど、子育てをサポートする取り組みを行っています。

心と体をしっかり管理「健康」



成人健康診査の申し込みや健康づくりに関するイベント情報の確認、休日急患診療情報など、体の健康や心の健康に関する情報を扱っています。お気軽にご利用ください。

いざというときに備える「防災」



ウェブ上で見られるハザードマップや河川の状況がわかるライブカメラなど、災害時などで役立つ情報を集約しています。

手続きをもっと便利に「申請」



これまで、窓口や電話、郵送などで申請していた市役所の一部の申請手続きをスマートフォンから行うことができます。申請できる内容は順次拡充し、いつでもどこでも申請できる環境を整えます。

マナーを守って捨てよう「ごみ」



ごみ収集日の前日通知機能やごみの分別方法に困ったときに自動で回答してくれる機能を用意しています。環境課で配布している「家庭ごみ収集日一覧表」を確認することもできます。

コミュニティバス「あい愛バス」



まちを走る赤い色が特徴の市のコミュニティバス「あい愛バス」。時刻表や路線図、乗車料金などを確認することができます。

欲しい情報を受け取る「受信設定」

友だち登録後に、受信設定を行うことで、自分が必要とする情報を選択して受信ができるようになります。緊急災害情報や大切なお知らせなどは、設定に関わらず配信しますのでご安心ください。

メール配信サービス「すぐメールみのかも」

美濃加茂市では、市民の皆さまが安全で安心な生活を過ごせるために、市政情報、イベント情報、防犯・防災情報、子育て情報などの暮らしに役立つ情報を配信する「メール配信サービス」を行っています。登録は無料ですので、ぜひご活用ください！

登録用メールアドレス(t-minokamo@sg-p.jp)に、フューチャーフォン(ガラケー)やスマートフォンなどから「空メール」を送信してください。メールアドレスは、右の二次元コードから読み込むこともできます。



▲スマートフォン



▲ガラケー

配信メニュー	配信内容	配信担当部署
緊急・災害情報	災害時の避難情報や行方不明者の探索、食中毒など緊急性が高い情報を配信します。 ※英語 Information on emergencies including natural disasters will be distributed in English. ※ポルトガル語 As informacoes emergenciais sobre calamidades serao distribuidas em Portugues.	防災安全課 秘書広報課 健康課
気象情報	気象庁の発表する警報情報、地震情報など緊急性の高い気象情報を配信します。	
防犯情報	不審者情報、オレオレ詐欺などの防犯情報を配信します。	
火災情報	可茂消防組合消防本部指令室から建物火災などの火災情報を配信します。	
生活・安全情報	行事開催中止や光化学スモッグ、クマの出没など防災行政無線で放送する生活・安全情報を配信します。	防災安全課、環境課、 農林課など 全部署
募集情報、各種お知らせ	美濃加茂市職員の採用、作品、パブリックコメントの募集情報、市民アンケート、各種お知らせなどを配信します。	企画課など 全部署
子育て支援情報	親子で遊ぶ教室や子育て講座など子育て支援に関する情報を配信します。	こども未来課、子育て支援課
子どもの健康情報	子どもの健康診査や予防接種・感染症などに関する情報を配信します。	健康課
大人の健康情報	大人の健康診査や健康相談・健康教室・感染症などに関する情報を配信します。	
国民健康保険・国民年金のご案内	国民健康保険料の納期や関連する各種情報を配信します。	国保年金課 など
福祉・介護に関するご案内	福祉・介護に関する申請・手続きや行事予定などの情報を配信します。	高齢福祉課・福祉課など
イベント・各種行事・観光スポット情報	美濃加茂市及び近隣市町村のイベント・各種行事や観光に関する情報を配信します。	商工観光課など 全部署
文化の森からのご案内	文化の森の特別展・企画展や講座・講演会など催し物に関する情報を配信します。	文化の森・文化会館 など
文化会館からのご案内	文化会館のコンサートや自主事業など催し物に関する情報を配信します。	
図書館からのご案内	図書館で開催するイベントなどに関する情報を配信します。	ひとづくり課
市民活動・ボランティア活動情報	市民活動・ボランティア活動に関する情報を配信します。	まちづくり課、ひとづくり課 など全部署
環境・エコライフ情報	環境に関するイベント・講座・補助金や暮らしに役立つエコ情報などを配信します。	環境課
ごみ収集・リサイクル情報	ごみ収集日の変更やごみ分別方法などの情報を配信します	
「あい愛バス」の運行情報	「あい愛バス」の運行情報を配信します。	まちづくり課

マチを好きになるアプリ

自治体の広報紙をもっと身近に！

広告が表示されますが、各自治体とは何ら関係ありません

自治体をもっと身近になる機能が盛りだくさん！

1 役立つ行政情報を見逃さない！

2 自分に合わせた情報が届く！

3 いろいろなマチの魅力をお届け！

ダウンロードはこちらから

App Store からダウンロード

Google Play で手に入れよう

美濃加茂市公式 防災アプリ

市公式の防災アプリをこの度
リニューアルしました！
無料で使用できますので、
ぜひご利用ください。

※通信料等は利用者の負担となります。

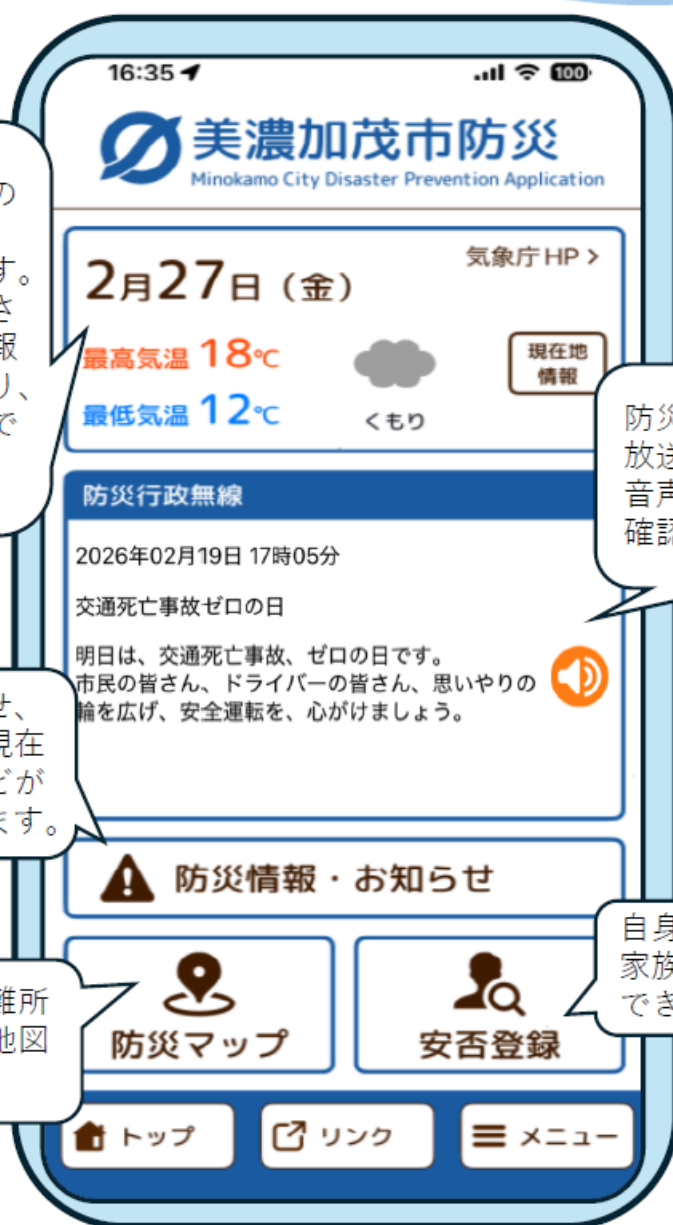
通常時は、今日の
日付、天気予報、
気温を表示します。
避難情報が発令さ
れると、避難情報
アラートに変わり、
発令内容が確認で
きます。

市からのお知らせ、
防災行政無線や現在
地の防災情報などが
一覧で確認できます。

現在地周辺の避難所
を自動検索して地図
に表示します。

防災行政無線から
放送された内容を
音声やテキストで
確認できます。

自身の安否登録や
家族の安否確認が
できます。



アプリのダウンロードはこちらから

Google Play

App Store

共通の二次元コードです。



美濃加茂市民憲章

私たちは豊かな水と緑の恵みをうけ、木曾の
流れのようにひらけゆく未来をもつ美濃加茂
の市民です。

私たちはこのまちを愛し、たがいのあわせを願ひ
ひとりひとりの誓いをこめてこの憲章を定めます。

一、健康で働き心のかう家庭をつくります。

一、まじりを守り、たわりあい、助けあて住み
よいまちをつくります。

一、自然をいかし環境をととのえ、くらしのゆた
かなまちをつくります。

一、夢をもち正しく強く生きる青少年の
育つまちをつくります。

一、教養を深め文化の香り高いまちをつ
くります。

○連絡先

美濃加茂市役所	25-2111	(代表)	
まちづくり課	24-2111	(代表)	内線362
太田連絡所	26-2628	古井連絡所	25-2058
山之上連絡所	25-2739	蜂屋連絡所	25-2901
加茂野連絡所	25-2493	伊深連絡所	29-1395
三和連絡所	29-1001	下米田連絡所	25-2714

発行 令和8年4月

美濃加茂市 市民協働部 まちづくり課 (自治連合会事務局)

〒505-8606 美濃加茂市太田町3431-1

電話 0574-25-2111 (代表) 内線362

FAX 0574-25-3917

メール machi@city.minokamo.lg.jp

URL <https://www.city.minokamo.gifu.jp>